

2023年度事業のご報告(2023年4月1日～2024年3月31日)

とねしん レポート2024

— あなたとともに、未来を描く —



戸神山

目次

利根郡信用金庫と地域社会	3
CSR（企業の社会的責任と地域貢献活動）	5
中小企業の経営の改善及び地域の 活性化のための取り組みの状況	9
総代会制度について	11
とねしんの概要	13
店舗一覧	14

とねしんの沿革	15
とねしんの新入職員のご紹介	16
とねしんの考え方	17
営業のご案内	21
とねしんの状況（資料編）	28
地域の写真館	49

経営理念

【ミッション】

○あなたとともに、未来を描く

私たち“とねしん”の使命は、地域金融機関として、お客さまと地域に住まう人の夢の実現をお手伝いすることです。

同時に、「お客さまや地域の役に立てる存在になりたい、頼られる存在になりたい」という“とねしん”職員の夢も実現していきたいと考えています。

私たちは、“とねしん”にかかわるすべての人の夢の実現をお手伝いすることで、明るい未来に向かってともに歩んでいきます。

【ビジョン】

○お客さまといつも笑顔で

お客さまに寄り添い、一人ひとりが笑顔になるサービスを提供して、最良のパートナーを目指します。

○地域で一番の理解者

地域の課題に向き合い、主体的に関与して、地域で最も頼れる存在になります。

○異なる道のり、1つのコンパス

私たちは、それぞれの立場から“とねしん”の目指すべき未来へ向かって取り組むことで、一体感のある組織を作っていきます。

【行動指針】

○誠実

初心を忘れずに、誰に対しても真っすぐな心で向き合います。

○主体性

やるべきことを自ら考え、その実現のために熱意をもって行動します。

○相互理解

互いを理解し、思いやることを通して、信頼しあえる関係を築きます。

ごあいさつ



理事長（代表理事）

坂井 隆

皆様には平素より私ども利根郡信用金庫に対し格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。役職員一同、心より御礼申し上げます。

当金庫に対するご理解を一層深めていただくために、本年もディスクロージャー誌「とねしんレポート2024」を作成いたしました。

本誌では、当金庫の経営方針や業務内容・業績のほか、この1年間に皆様にとって特にご関係のあります話題などについて、なるべく見やすく掲載することを心掛けました。当金庫の経営内容をご理解いただければ幸いに存じます。

わが国経済は長期化するロシア・ウクライナ戦争や中東情勢の緊迫化、米国との金利差による大幅な円安の進行など世界経済の不安定要素が多い中で、国内でも物価上昇や人手不足など不確実性の高い経済情勢などが企業収益や家計にも大きな影響を及ぼしています。

コロナ禍からの経済回復途上において一度は消費マインドの回復が見られましたが、物価高騰の影響により、個人消費も減少傾向にあります。こうした状況下で物価上昇に対する賃金上昇の動きが期待されていますが、コスト増による中小企業への負担増も懸念され、定額減税などの政府による対応についても注目されています。

金融面では、日本銀行が2024年3月19日にマイナス金利政策を解除し、政策金利を0～0.1%に引き上げることを決定しました。長期金利操作（イールド・カーブ・コントロール）を撤廃するほか、上場投資信託（ETF）などの新規買い入れも終了しました。日本銀行が政策金利を引き上げるのは2007年以来17年ぶりとなります。これまで、世界的にも異例な対応が続いてきた日本の金融政策は正常化に向けて大きく転換するものと思われます。

もとより当金庫は、協同組織の地域金融機関として豊かで持続可能な地域社会づくりを目指し、長期的な視点のもとで中小企業の育成と地域経済の発展に取り組んでまいりましたが、物価高騰による地域経済停滞などの影響もあり、当金庫の2023年度の預金残高は対前期比26億円減少の1,872億円、貸出金残高は対前期比31億円減少の899億円と伸び悩みました。金融機関の基本業務による収益を表すコア業務純益は8億8千2百万円の計上となりましたが、不良債権処理を先送りせず、財務の健全性を高めることを優先させていただいたため、厳しい決算となりました。これにより、自己資本比率は8.93%と0.61ポイント減少となりましたが、引き続き国内基準の金融機関の健全性を示す指標である4%を大幅に上回る水準を維持しており、2024年度以降は安定した利益を確保する計画となっております。

本年度より、新しい経営理念を基に新中期経営計画では事業者の本業支援など地域の活性化と課題解決に取り組み、地域と中小企業の成長・発展に貢献すべく役職員一丸となり邁進し皆様の負託に応えられるよう努力していく所存であります。

本年度もより一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご繁栄とご健勝をご祈念申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

2024年7月

利根郡信用金庫と地域社会

地域社会の一員として、地域の皆様と強い絆でネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めてまいります。

利根郡信用金庫は、地元の中小企業者や住民の皆様が会員となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

また、金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

貸出金に関する事項

お客様からお預け入れいただいた大切な預金・積金につきましては、地域経済の活性化に資するために、円滑な資金供給を行う形でお客様や地域社会に還元しており、設備資金に 373 億円、運転資金に 526 億円をご融資しております。

この内、個人のお客様には、住宅ローンに 124 億円、消費者ローン等に 31 億円ご融資しており、地方公共団体へは 148 億円をご融資しております。

取引先への支援等

地域の経済環境が大きく変化する中において、お客様が抱えるさまざまな課題をお客様と共に解決していくため、担当部署である地域産業支援部と営業店が連携し事業や財務の分析に留まらない効果的な改善策のアドバイスや経営改善計画の策定及びフォローアップなどお客様に徹底的に寄り添った伴走型支援を行っております。今後も地域社会の一員として、地元の中小企業者の方々や住民の皆様と強い絆とネットワークを形成し、地域経済の発展に努めてまいります。

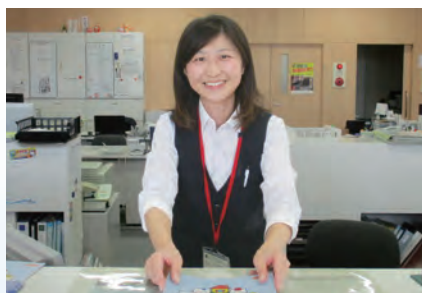
お客様 / 会員

会員数：16,063 人

貸出金

899 億 83 百万円

支援
サービス



預金・積金

1,872 億 85 百万円

預金積金に占める貸出金の割合

2024 年 3 月末 **48.04%**

預金・積金に関する事項

当金庫では、地域のお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、サービスの一層の充実に向けて努力してまいります。

また、皆様にご満足いただけるよう様々な預金商品をご用意しております。

出資金

5 億 13 百万円

貸出以外の運用に関する事項

当金庫の 2024 年 3 月末の有価証券残高は、702 億円です。当金庫はお客様の預金をご融資による運用の他に有価証券による運用も行っております。有価証券運用については、大部分を安全第一に心掛けて、公社債を中心とした債券で運用しております。

2024年3月末

余資運用残高 1,034億32百万円

※余資とは預け金、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、信金中金出資金のことをいいます。

利根郡信用金庫

常勤役員数 185 人
店舗数 16 店舗

CSR（企業の社会的責任と地域貢献活動）

利根郡信用金庫 SDGs宣言

利根郡信用金庫は経営理念のもと、国連が提唱する【SDGs】（持続可能な開発目標）の達成に貢献するために、事業活動を通じて地域社会の活性化に向けた支援を行うことにより、持続可能な地域社会の実現に努めてまいります。

2020年4月1日
利根郡信用金庫
理事長 坂井 隆

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsに関する当金庫の取り組みについて

重要課題	取り組み例	対応する 主な目標
A.地域経済の活性化 地域経済の発展と地域振興に向けた取り組みを拡充し、お客様の豊かな暮らしと事業の発展に貢献します。	a-1 「職域サポート」や「創業支援」を通じた地域経済の活性化 a-2 取引先企業に対するコンサルティング等支援の充実 a-3 地公体や商工関連団体等と連携し、地方創生の一翼を担う取り組み a-4 農業経営者からの幅広い要望に対し、柔軟に対応できる体制整備のための「農業経営アドバイザー資格」取得 a-5 「とねしんふるさと基金」を通じたふるさととの文化事業への支援	
B.少子高齢化に起因する将来不安の解消 若年層への金融教育等による金融リテラシー向上や各種イベントによる健全育成、高齢者への親身な対応を行います。	b-1 若年層への資産形成支援 b-2 特殊詐欺撲滅活動 b-3 各種イベントの実施	
C.地球温暖化、気候変動への対応 地球にやさしく社会と融和した金融機関を目指し、地域の豊かな環境保全への取り組みを行います。	c-1 様々な部門においてデジタル化を推進し、業務の方法を改善する c-2 ESG投資を通じた環境保全活動への取り組み c-3 女性職員の旧制服を有効活用する取り組み c-4 クールビズ、ウォームビズ、LED照明化による省エネ推進 c-5 自然災害時における被災地支援の実施 c-6 尾瀬のゴミ持ち帰り運動や尾瀬ヶ原・大清水での植生保護活動への参加	
D.人材育成の強化 すべての職員が輝くための組織作りに向けて、地域や地域のお客様の課題解決を担う人材育成や働き方改革への取り組みを行います。	d-1 健康管理を経営的な視点で戦略的に実践する「健康経営」への取り組み 【健康経営優良法人2024(中小企業法部門)認定】 d-2 質問力強化等人材教育による職員の情報収集能力の向上 d-3 優秀な人材の確保と若手職員の定着への取り組み d-4 女性職員の働く環境の整備 d-5 人事・労務管理分野における法改正への対応 d-6 高齢者等の雇用の安定、障害者の働きやすい環境及び雇用の推進 d-7 「公的資格取得奨励制度」による職員の能力開発と自己啓発意欲向上への取り組み d-8 各種ボランティアへの参加	

◆尾瀬ボランティア活動

当金庫はSDGsやCSR活動の取組みの一環として、（公財）尾瀬保護財団の主催する尾瀬ヶ原（山の鼻研究見本園等）でのボランティア作業への参加を通じ、自然環境保護活動を行っております。

尾瀬では、貴重な高山植物がニホンジカの食害や踏み荒らしにより危機的状況になっています。

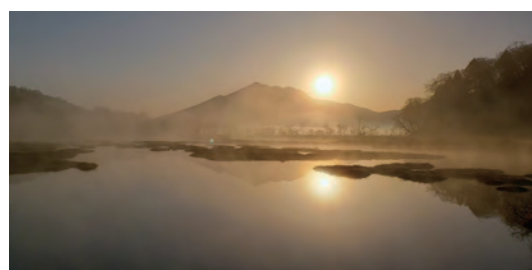
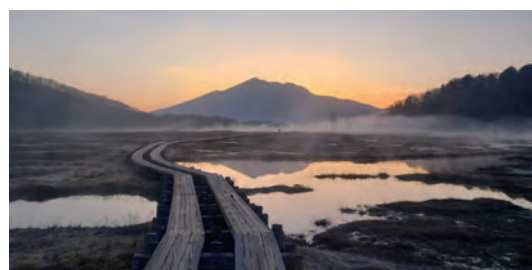
春になり雪解けが進むと、低地で冬を越したシカが食料を求めて尾瀬に入るため、5月の残雪期にシカから植物を保護するため、植生保護柵（シカ柵）の設置作業をします。冬は積雪の重みによる保護柵の破損を防ぐため、降雪前の11月に格納作業をします。尾瀬の高山植物を保護するためこの作業を毎年繰り返し行っています。



◆尾瀬保護財団より感謝状拝受

尾瀬の豊かな自然を持続するため、尾瀬保護財団より感謝状をいただきました。

利根郡信用金庫の企業ロゴマークは尾瀬に咲く水芭蕉をイメージしています。



◆郷土のお祭りへ参加

沼田まつりは、江戸時代を起源として永い伝統を持つ市民総参加のお祭りです。みこし共演や優美華麗な山車（まんど）行列、千人おどり（流し踊り）、子供みこし行列のほか、大天狗面をみこしに仕立て約300人の女性だけで担ぐ「天狗みこし」等の行事が行われ、毎年8月3.4.5日の3日間、20万人の人出で賑わいます。

この素晴らしい伝統行事を守りながら地域との繋がりを大切にしたいと考え、毎年多くの役職員が参加しています。



◆献血活動

「たすけあい」のころを忘れず、定期的に献血活動を行っています。

本店駐車場にて一般のお客様も含め、多くの役職員が参加しました。



◆花火大会ボランティア活動

第11回沼田花火大会が開催されました。花火と音楽の演出に多くの方々が魅了される毎回大好評の花火大会です。当庫職員も運営ボランティアスタッフとして参加しました。



◆清掃活動

毎年6月15日の「信用金庫の日」に合わせ、地域の清掃活動を行っています。



◆「群馬県いきいきGカンパニー」に認証 されました

当金庫は、育児・介護休業制度の利用促進や職場における女性活躍推進、従業員の家庭教育等ワーク・ライフ・バランスの推進を図り、すべての労働者が働きやすい職場環境づくりを推奨してまいります。



◆「健康経営優良法人 2024」に認定 されました

2024年3月11日に「健康経営優良法人認定制度」に基づく発表があり、当金庫は優良な健康経営を実践している法人として、「健康経営優良法人2024（中小規模法人部門）」に認定されました。

今後も役職員1人ひとりが心身ともに健康で活躍できるよう「働きやすい環境づくり」を目指し、健康経営を継続して推進してまいります。



◆第12回とねしん杯オープン卓球大会

青少年の健全育成と卓球競技の振興を図ることを目的に、群馬県北毛地区の小中学生を対象とした卓球大会を4年ぶりに開催しました。

たくさんの子供たちに参加いただき、元気な姿を見ることができました。



◆信用金庫野球大会

第68回群馬県信用金庫野球大会が開催されました。新型コロナウイルスが5類に移行されてから初の大会ということもあり、たくさんの方が応援に駆けつけ大きな声で選手たちにエールを送りました。



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況

【2023 年度活動実績】

1. 中小企業の経営支援に関する取組状況

“とねしん”では、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等についてご相談があった場合には、お客様の抱えている問題を真摯に受け止め、その解決に向けて全力で取り組んで参ります。

①中小企業の経営支援に関する取組方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様に、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

②中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、以下の通り、必要な態勢整備を図っております。

- ・専門性の高い経営支援を行うため、「中小企業経営力強化支援法」に基づき、経営革新等支援機関としての認定を取得しております。
- ・お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うため、本部に地域産業支援部を設置し、営業店と連携しながら十分な対話を重ねたうえで、財務分析や業務改善のアドバイス、経営改善計画策定等のお手伝いをさせていただいております。
- ・お客様の経営課題を解決する能力を向上させるため、総務部人事課や審査部、地域産業支援部が営業店職員に対して研修を実施しております。
- ・お客様の状況に応じて、他の金融機関や保証協会等と緊密な連携を図る必要性が生じた時は、お客様の同意を得たうえで守秘義務に留意しつつ、これらの関係機関と緊密な連携を図っております。また必要に応じて群馬県中小企業活性化協議会などの外部機関や、民間コンサルタント会社などの外部専門家とも連携することにより、効果的な経営支援を実施しております。
- ・お客様の創業や事業再構築等のお手伝いのため、「補助金・助成金等相談連絡窓口」を営業店に設置し、各種補助金の案内や相談に取り組んでおります。

③中小企業の経営支援に関する取組状況

a. 創業・新規事業開拓の支援

- ・地域の市町村や商工会議所・商工会と地域経済活性化に関する連携協定を結び、相互の交流及び知識・機能・情報等の活用を図ることによって、円滑な創業者支援、事業者支援と企業誘致に係る情報提供などに努めています。

- ・創業支援先数（支援内容別）

- ①創業計画の策定支援……………11者
- ②創業期の取引先への融資（信用保証付き）……………11者（6者）
- ③政府系金融機関や創業支援機関の紹介……………3者
- ④ベンチャー企業への助成金・融資・投資……………0者

b. 成長段階における支援

- ・販路開拓支援を行った先数……………9者
- 信金中央金庫優待カタログへの掲載申請……………3者

- ・地域経済において大きな役割を果たす中小企業の事業活動を支援し、本県経済の活力向上を目的とした、県産業政策課を事務局とする群馬県中小企業サポーターズ協議会に参加しております。中小企業サポーターとして、きめ細やかな企業の経営支援を展開することで、企業が抱える課題の直接解決を図り、また適切な専門機関を紹介するなど課題解決の支援を行っております。

c. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

- ・群馬県中小企業活性化協議会や保証協会及び事業引継ぎ支援センター・日本政策金融公庫などの外部機関と連携し、経営改善や事業再構築、事業承継支援などお客様のニーズを聞き取り、課題解決に向けた支援策の提案と伴奏支援を行っています。



	期初 債務者数 A	うち経営改善支援 取組先数 α	αのうち期末に 債務者区分が ランクアップ した先数 β	αのうち期末に 債務者区分が 変化しなかった 先数 γ	αのうち再生 計画を策定 している 全ての先数 δ	経営改善 支援取組み率 α / A	ランク アップ率 β / α	再生計画 策定率 δ / α
合計	1,074	10	0	8	4	0.93%	0%	40.00%



④地域の活性化に関する取組状況

地域へのコミットメント・地域企業とのリレーション

- ・全取引先数及び地域の企業数との比較（先数単体ベース）
全取引先数…………… 1,083社
地域の企業数…………… 42,175社
※地域の企業数は、総務省・経済産業省が公表している全国集計結果「平成28年経済センサスー活動調査」（平成28年6月1日）沼田市、みなかみ町、昭和村、片品村、川場村、前橋市、渋川市、吉岡町、高崎市、榛東村の民営事業所数の合計
- ・メイン取引（融資残高1位）先数及び、全取引先数に占める割合（先数単体ベース）
メイン取引（融資残高1位）先数…………… 503社
全取引先数に占める割合…………… 44.6%
※自己査定データの「取引状況」主力の先をメイン先とする

また、地域の活性化に関する取り組みにつきましては5ページの「とねしんのCSR」をご覧ください。

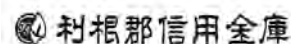
2. 経営者保証に関するガイドラインの活用状況

○経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

(1) 経営者保証に関する取組方針

経営者保証に関する取組方針



当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下のとおり取り組みます。

お客様が融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客様のガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客様の意向を踏まえたうえで検討いたします。

上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客様の理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

経営者保証を提供いただく場合、お客様の資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。

お客様から既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。

事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。

また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。

お客様からガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以上
(2023.4.11)

(2) 「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

	2023 年度
新規に無保証で融資した件数	251 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	26.5%
保証契約を解除した件数	14 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る）	1 件



総代会制度について

1. 総代会制度

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、会員懇談会を実施するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



<総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。>

2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は、100人以上130人以下で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。

なお、2024年3月31日現在の総代数は109人で、会員数は16,063人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。



②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。



③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

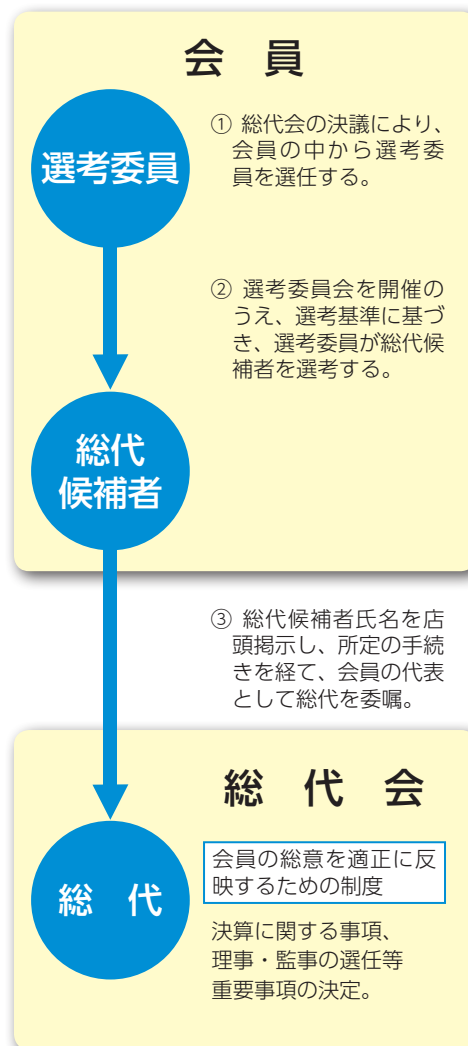
(注) 総代候補者選考基準

①資格要件

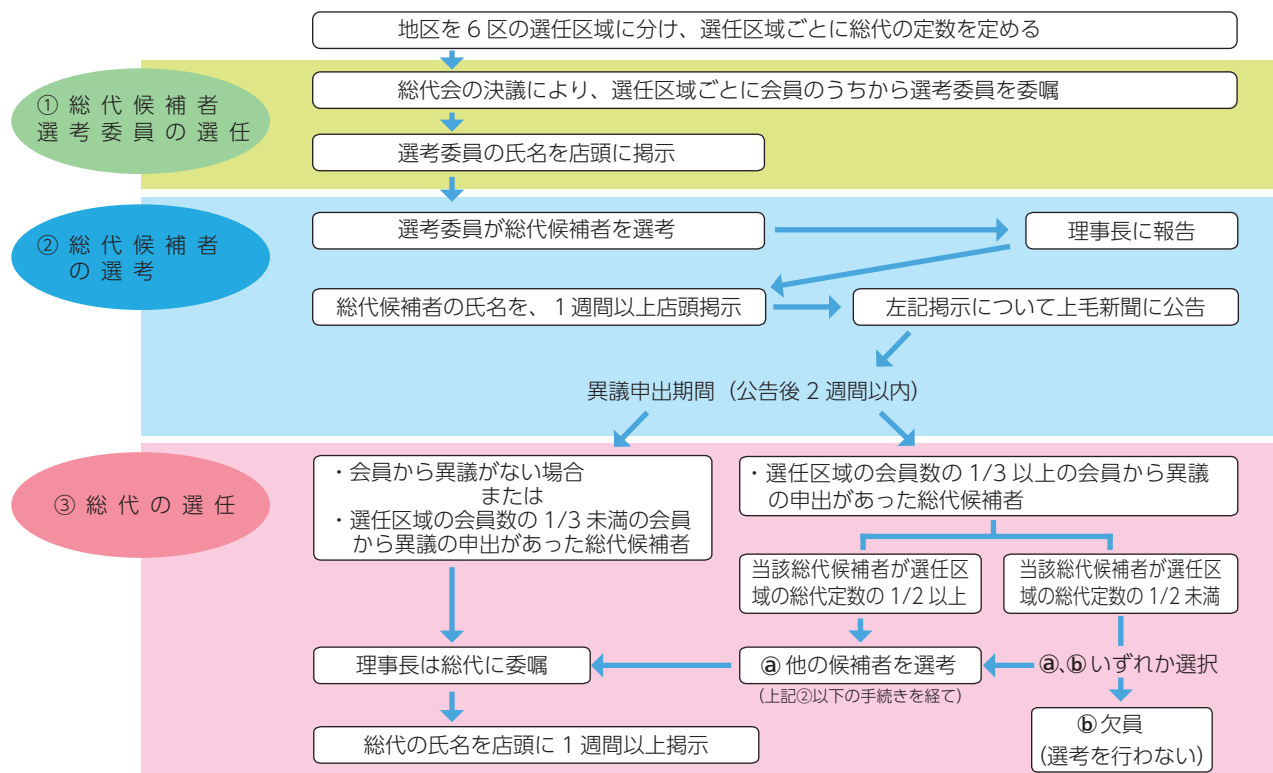
- ・当金庫の会員であること
- ・就任時点で80歳を超えていない者

②適格要件

- ・総代としてふさわしい見識を有している者
- ・良識をもって正しい判断ができる者
- ・人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者
- ・その他総代候補者選考委員が適格と認めた者



(3) <総代が選任されるまでの手続きについて>



3. 総代の氏名について

2024年6月30日現在

(支店別あいうえお順、敬称略)

選任区域及び総代氏名 ※丸数字は1968年以降の総代就任（重任）回数。

第1区 沼田市（除く、白沢町、利根町）

今井 幸吉⑤ 生方 眞司④ 大矢 卓① 金井 則夫④ 栗原 克之② 小林 賢一② 須田 政男② 反町 大祐① 武井 順一④
野村 治⑥ 長谷川康三③ 林 俊樹② 原澤ふじ子② 原田 良美③ 樋口 建介⑩ 松井千恵子① 宮田 洋② 柳 信男⑤
吉野 登② 割田 一敏⑧ 安藤 尚武② 飯島 千明② 井熊 開三③ 石澤雄一郎④ 植村 仁② 小池信一郎② 小林 信広②
須田 章夫⑨ 須田 千秋② 林 孝司⑥ 横山 公一⑨ 関 英一⑥ 村山 信行⑦ 春日 政志⑥ 金谷順一郎② 佐々木 隆②
湊谷 和男⑤ 平井 良明⑦ 笹木 邦昭⑥ 福田 皓史③ 本多 一茂①

第2区 沼田市白沢町、利根町

相田 聡④ 岡村 正③ 金子 千明⑥ 金子 光広② 小林 利之⑤ 角田 博⑤ 星野 眞輝② 宇敷喜与次① 宮田 純一⑥
山田 利幸④

第3区 利根郡川場村、片品村、昭和村

石井 敬治⑦ 澤浦 彰治③ 高橋 学④ 治田 貞賢④ 藤井 富夫④ 松井 文夫⑧ 小川 清⑦ 笠原 精作⑤ 角田 恵子②
星野 辰也② 星野 寛⑤ 見城 光男⑥ 関 真一⑤ 永井 彰一⑤ 宮内 明彦②

第4区 利根郡みなかみ町、新潟県南魚沼郡湯沢町

河合 幸雄⑨ 久保 喜英③ 鈴木八一郎② 須田 高幸④ 永井 郁② 沼尻 好彦② 岡田 洋一⑤ 岡村興太郎⑩ 木内 孝広⑤
窪田 金嘉④ 田村 和寿② 林 一彦⑥ 林 安信⑥ 原澤 武② 笹木 太弘⑤ 渡部 通⑤ 青木 誠② 阿部 明彦③
入内島 崇⑭ 小林 清之② 前原正一郎② 森下 幹夫②

第5区 渋川市、吾妻郡中之条町（除く、旧六合村）、東吾妻町、高山村

小笠原健泰⑥ 狩野 明⑥ 坂田 泰造⑧ 杉本 基泰④ 角田 準一④ 原澤 弘② 生方 秀顕② 齋藤 清海⑤ 横山 和弘②
吉田 正男⑦ 都筑 茂④

第6区 前橋市、高崎市（除く、旧倉渕町、旧新町、旧榛名町、旧吉井町）、北群馬郡

浅野 幹雄② 五十嵐 修⑤ 大島 秀夫② 金子 茂② 立石 憲一① 角田 恭伸② 村上 重夫⑥ 金井 修④ 立見 丈夫⑤
千明 芳夫①

【総代の属性等別構成比】

職業別：法人・法人代表者 81.7%、個人事業主 14.7%、個人 3.7%

年代別：80代 3.7%、70代 40.4%、60代 38.5%、50代 14.7%、40代 1.8%、30代 0.9%

業種別：農業・林業 5.7%、建設業 19.0%、製造業 7.6%、電気・ガス・熱供給・水道業 1.0%、情報通信業 1.0%、運輸業・郵便業 3.8%、卸売業・小売業 30.5%、金融・保険業 1.0%、不動産業・物品賃貸業 6.7%、学術研究・専門・技術サービス業 2.9%、宿泊業・飲食サービス業 9.5%、生活関連サービス業・娯楽業 2.9%、医療・福祉 2.9%、複合サービス事業 1.0%、サービス業（他に分類されないもの） 4.8%

※ 1 業種別の構成比は法人・法人代表者及び個人事業主に限る。※ 2 業種別の分類は日本標準産業分類（大分類）による。

第73期通常総代会の決議事項

2024年6月27日 第73期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

報告事項

第73期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）業務報告、貸借対照表及び損益計算書報告の件

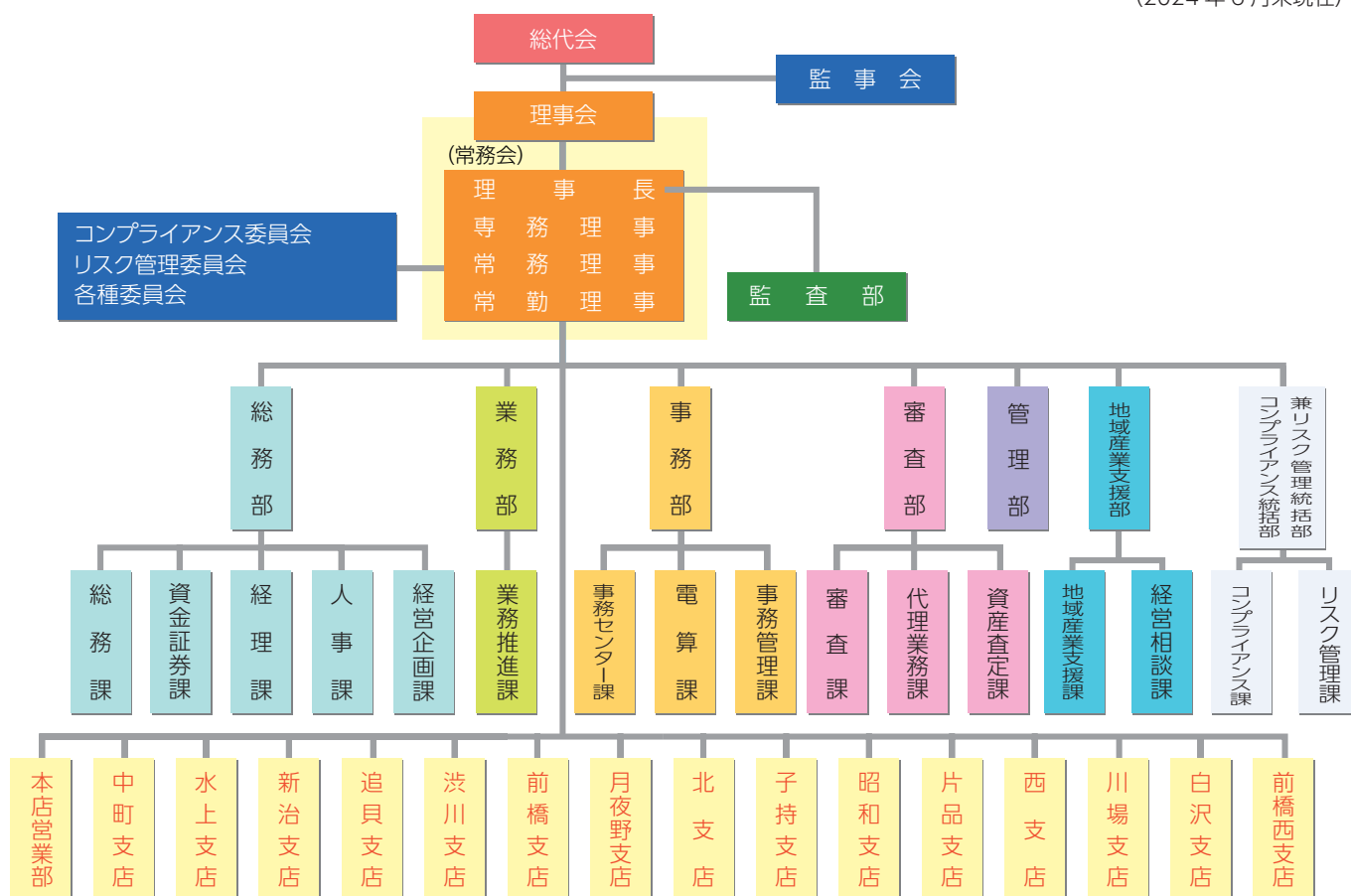
決議事項

第1号議案 剰余金処分案承認の件
第2号議案 会員の除名の件
第3号議案 総代候補者選考委員選任の件
第4号議案 理事選任の件
第5号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件

とねしんの概要

組 織 図

(2024年6月末現在)



当金庫の概要

(2024年3月末現在)



●関連会社について
当金庫には、関連会社はありません。

[名 称]	利根郡信用金庫
[所 在 地]	〒378-0053 群馬県沼田市東原新町 1540 番地 TEL 0278-23-4511 (代)
[創 立]	大正 5 年 (1916 年) 5 月 25 日
[出 資 金]	5 億 1 3 百万円
[会 員 数]	16,063 人
[預 金]	1,872 億円
[貸 出 金]	899 億円
[役 職 員 数]	185 人
[店 舗 数]	16 店舗

(2024年6月末現在)

[役 員]	理 事 長 (代表理事)	坂 井 隆
	専 務 理 事 (代表理事)	河 合 一 茂
	常 勤 理 事	宮 澤 隆 一
	常 勤 理 事	金 子 昌 弘
	常 勤 理 事	吉 野 滋 樹
	非常勤理事	桑 原 原 滋 ※1
	非常勤理事	小 林 美 幸 ※1
	非常勤理事	岡 村 建 幸 ※1
	常 勤 監 事	小 林 努
	非常勤監事	高 井 英 昭 ※2
	非常勤監事	平 田 光 一

※1 理事 桑原滋、小林美幸、岡村建は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 高井英昭は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

店舗一覧

●営業地区

沼田市、渋川市、前橋市、高崎市
(旧倉渚村、旧新町、旧榛名町、旧吉井町を除く)
利根郡 片品村・川場村・みなかみ町・昭和村
北群馬郡 榛東村・吉岡町
吾妻郡 中之条町 (旧六合村を除く)・東吾妻町・高山村
新潟県南魚沼郡湯沢町



●店舗一覧 (2024年6月末現在)

店番	店舗名	所在地	電話番号	自動機 (ATM) ご利用時間			投資 信託 ・ 国債 窓販 業務	保険 窓販 業務	信託 契約 代理 業務
				平日	土曜日	日曜・祝日			
沼 田 市	① 本店営業部	〒 378-0053 沼田市東原新町 1540 番地	0278-23-4511	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 19:00	○	○	○
	② 中 町 支 店	〒 378-0048 沼田市中町 852 番地	0278-22-4356	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	○	○	○
	⑤ 追 貝 支 店	〒 378-0303 沼田市利根町追貝 118 番地 1	0278-56-2121	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○	○
	⑩ 北 支 店	〒 378-0056 沼田市高橋場町 2040 番地 1	0278-22-5656	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	○	○	○
	⑭ 西 支 店	〒 378-0031 沼田市薄根町 3302 番地 1	0278-22-7581	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00	○	○	○
	⑯ 白 沢 支 店	〒 378-0121 沼田市白沢町高平 70 番地 8	0278-53-4511	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○	○
利 根 郡 み な か み 町 昭 和 村 片 品 村 川 場 村	③ 水 上 支 店	〒 379-1313 利根郡みなかみ町月夜野 561 番地 4	0278-62-6661	—	—	—	○	○	○
	④ 新 治 支 店	〒 379-1414 利根郡みなかみ町布施 117 番地	0278-64-2071	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○	○
	⑧ 月夜野支店	〒 379-1313 利根郡みなかみ町月夜野 561 番地 4	0278-62-6661	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○	○
	⑫ 昭 和 支 店	〒 379-1203 利根郡昭和村大字糸井 378 番地 3	0278-23-7311	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○	○
	⑬ 片 品 支 店	〒 378-0415 利根郡片品村大字鎌田 4284 番地	0278-58-4334	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○	○
	⑮ 川 場 支 店	〒 378-0101 利根郡川場村大字谷地 2061 番地 1	0278-52-3555	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○	○
渋 川 市	⑥ 渋 川 支 店	〒 377-0007 渋川市石原 310 番地 2	0279-23-8111	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○	○
	⑪ 子 持 支 店	〒 377-0202 渋川市中郷 1467 番地 3	0279-53-4730	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○	○
前 橋 市	⑦ 前 橋 支 店	〒 371-0031 前橋市下小出町 2 丁目 33 番地 8	027-232-3311	8:30 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	—	○	○	○
	⑰ 前橋西支店	〒 371-0851 前橋市総社町植野 736 番地 2	027-255-5111	8:30 ~ 21:00	8:30 ~ 19:00	8:30 ~ 19:00	○	○	○

●店舗営業時間：平日 9:00 ~ 15:00

※中町支店、追貝支店、北支店、川場支店については 9:00 ~ 11:30 / 12:30 ~ 15:00 (11:30 ~ 12:30 は窓口休業時間となります)

●出張所所在地一覧 (店舗外 ATM)

店舗名	設置場所		自動機 (ATM) ご利用時間		
			平日	土曜日	日曜・祝日
本 店 営 業 部	ベイシア沼田モール出張所	ベ イ シ ア 沼 田 モ ー ル 駐 車 場 内	9:30 ~ 20:00	9:30 ~ 19:00	9:30 ~ 19:00
中 町 支 店	栄町出張所	沼 田 脳 神 経 外 科 循 環 器 科 病 院 駐 車 場 内	9:00 ~ 19:00	9:00 ~ 17:00	—
中 町 支 店	テラス沼田出張所	テ ラ ス 沼 田 1 F	9:00 ~ 20:00	9:00 ~ 20:00	9:00 ~ 20:00
月 夜 野 支 店	ベイシア月夜野店出張所	ベ イ シ ア 月 夜 野 店 内	9:00 ~ 20:00	9:00 ~ 20:00	9:00 ~ 20:00
月 夜 野 支 店	水上出張所	食 彩 の 駅 M-Forest 北 側 駐 車 場 内	9:00 ~ 20:00	9:00 ~ 17:00	9:00 ~ 17:00

●自動機器設置状況

現金自動預入支払機 (ATM) 24 台 (うち店舗外 5 台)

とねしんの沿革

大正	5 年 (1916 年)	5 月	有限責任利根信用組合設立	10 年 (1998 年)	4 月	店舗外 ATM 「中町支店栄町出張所」 営業開始
昭和	9 年 (1934 年)	10 月	有限責任沼田信用組合と名称 変更		11 月	店舗外 ATM 「本店営業部ベイシア沼田モール 出張所」営業開始
	12 年 (1937 年)	2 月	保証責任沼田信用組合と組織 変更		12 月	投資信託窓口販売開始
	20 年 (1945 年)	4 月	市街地信用組合法による 沼田信用組合に組織変更	11 年 (1999 年)	9 月	北支店にて、休日相談業務を 開始
	25 年 (1950 年)	4 月	中小企業等協同組合法による 沼田信用組合に組織変更	12 年 (2000 年)	6 月	預金総額 1,500 億円達成
	26 年 (1951 年)	6 月	信用金庫法施行	13 年 (2001 年)	5 月	損害保険窓口販売開始
		11 月	信用金庫法により、「利根郡信 用金庫」に改組し、地区を利 根郡一円とする		11 月	店舗外 ATM 「月夜野支店ベイシア月夜野店 出張所」営業開始
	38 年 (1963 年)	11 月	水上支店開設	14 年 (2002 年)	12 月	生命保険窓口販売開始
	40 年 (1965 年)	12 月	新治支店開設	18 年 (2006 年)	6 月	「とねしんふるさと基金」創設
	45 年 (1970 年)	5 月	追貝支店開設	21 年 (2009 年)	8 月	前橋西支店開設
	47 年 (1972 年)	8 月	新本店開設、中町支店開設 (旧 本店)	22 年 (2010 年)	8 月	「とねしん倶楽部」発足
		9 月	預金総額 100 億円達成	26 年 (2014 年)	4 月	「とねしんキッズクラブ」発足
	50 年 (1975 年)	3 月	渋川支店開設		11 月	碓田支店を西支店に統合
	53 年 (1978 年)	12 月	前橋支店開設	28 年 (2016 年)	5 月	利根郡信用金庫 創立 100 周年
		12 月	日本銀行と当座取引開始	令和 元 年 (2019 年)	5 月	店舗外 ATM 「中町支店テラス沼田出張所」 営業開始
	54 年 (1979 年)	9 月	水上支店改築移転	2 年 (2020 年)	2 月	信託契約代理業務取扱開始
	55 年 (1980 年)	11 月	中町支店新築開店	3 年 (2021 年)	3 月	共済窓口販売開始
	56 年 (1981 年)	2 月	信金東京共同事務センターに 加入	4 年 (2022 年)	11 月	店舗外 ATM 「月夜野支店水上出張所」 移転営業開始
		3 月	預金総額 500 億円達成			
		6 月	月夜野支店開設			
	58 年 (1983 年)	4 月	碓田支店開設			
	59 年 (1984 年)	10 月	追貝支店新築移転			
		11 月	北支店開設			
	61 年 (1986 年)	7 月	新治支店新築移転			
	63 年 (1988 年)	6 月	子持支店開設			
平成	元 年 (1989 年)	7 月	昭和支店開設			
	2 年 (1990 年)	8 月	預金総額 1,000 億円達成			
		10 月	片品支店開設			
	3 年 (1991 年)	2 月	ATM・CD の休日稼働開始			
	4 年 (1992 年)	7 月	水上支店新築移転			
		12 月	西支店開設			
	7 年 (1995 年)	8 月	川場支店開設			
	9 年 (1997 年)	10 月	白沢支店開設			



信金改組当時の本店



旧本店



現在の本店

とねしんの新入職員のご紹介

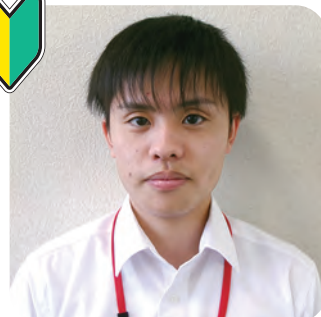
本店営業部 なぐも あやか
本店営業部 南雲彩香



本店営業部 よこさか りな
本店営業部 横坂 莉奈



渋川支店 あげいし ゆいと
渋川支店 上石 唯翔



前橋支店 いがらし りく
前橋支店 五十嵐 陸



西支店 ささはら そら
西支店 笹原 宙



西支店 こばやし あおい
西支店 小林 葵



とねしんの考え方

内部管理基本方針

当金庫は、金庫業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に係る基本方針を定め、その実効性確保に努めております。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための態勢（法令等遵守態勢）
2. 顧客保護及び利便性の向上を目指した態勢（顧客保護等管理態勢）
3. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する態勢（情報管理態勢）
4. 損失の危険の管理に関する規程その他の態勢（リスク管理態勢）
5. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための態勢（効率的職務執行態勢）
6. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項（監事のサポートに関する事項）
7. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項（監事のサポートに関する事項）
8. 理事及び職員が監事に報告をするための態勢その他の監事への報告に関する態勢（監事への報告に関する事項）
9. 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための態勢（公益通報者保護に関する事項）
10. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（監査費用の前払いや償還に関する金庫の方針に関する事項）
11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための態勢（監事の監査の実効性確保の態勢）

コンプライアンス（法令等遵守）態勢について

～当金庫のコンプライアンスへの取り組み～

「法令等遵守」とは、法令のほか、信用金庫内の諸規程や、社会的規範・常識を守ることです。当金庫には以下の経営理念があります。

【ミッション】

あなたとともに、未来を描く

【ビジョン】

- ・お客さまといつも笑顔で
- ・地域で一番の理解者
- ・異なる道のり、1つのコンパス

【行動指針】

- ・誠実
- ・主体性
- ・相互理解

この経営理念を実現するための基礎的条件として、お客さま・地域社会からの支持・信頼を確保し続ける必要があります。

そのため、当金庫では、信用金庫業務のすべてにおいて各種法令等、金庫内の諸規程を遵守することはもちろん、社会的規範を逸脱することのないよう言動を慎み、地域の信頼性を高め、良識ある営業姿勢を維持することに努めております。

そこで、当金庫の経営理念を再確認するとともに、当金庫が果たすべき公共的な役割と社会的責任などを考慮して「法令等遵守方針」「法令等遵守規程」「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、全職員に配付・研修を行い、周知させています。

また、専務理事を委員長とした「コンプライアンス委員会」を置き、コンプライアンスに係る問題点を検討・協議するとともに、「コンプライアンス統括部」を設置し、コンプライアンスに関連する情報等を一元的に取扱い、分析・管理しております。さらに全部店に「コンプライアンス責任者及び管理者」を置くなどして、役職員一丸となってコンプライアンスに対する意識の向上と実効性を確保しております。

反社会的勢力に対する基本方針

私ども利根郡信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

顧客保護等管理方針

当金庫は、お客さまの正当な利益の保護および利便性の向上を確保するために、以下の方針を定め、継続的に取り組んでまいります。

1. 当金庫は、お客さまに対して取引または商品について説明する場合は、お客さまの立場に立って、知識・経験・資産の状況・取引をする目的等に応じた分かりやすくかつ適切で十分な説明および情報提供を行います。
2. 当金庫は、お客さまから相談や苦情が寄せられた場合は、誠意を持って迅速かつ適切で十分な対応を行い、お客さまのご理解と信頼を得られるように努めるとともにお客さまの正当な利益が保護されるように努めてまいります。
3. 当金庫は、お客さまに関する情報については、適性かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を越えた利用や、お客さまの同意を求めることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つように努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の漏えい防止の観点から、法令等に従い適切かつ厳格に取り扱います。
4. 当金庫は、業務を外部に委託する場合は、お客さまの情報の取り扱いやお客さまへの対応が安全かつ適切に行われるよう管理いたします。
5. 当金庫は、お客さまに対しては、常に感謝の念を持ち、お客さまの満足が得られるよう誠意を持って対応いたします。

※本方針において「お客さま」とは、当金庫の業務の利用者および利用者となろうとする法人または個人を意味します。

※お客さま保護の必要性ある業務の範囲は、預金業務、融資業務、為替業務、預り資産取扱業務等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての業務の取引です。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法

- ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
 また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

マネー・ローndリング・テロ資金供与・拡散金融対策に係る対応について

当金庫は、マネー・ローndリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」という。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、以下のとおり「マネー・ローndリング・テロ資金供与・拡散金融対策ポリシー」を定め、管理態勢を整備しています。

1. 当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築しています。
 理事会は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。
2. 当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の主管部を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。
3. リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。
 また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点等を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。
4. 新規取引開始時及びお客さまの情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。
 また、当金庫がお客さまや取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。
 なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証拠資料等の提出を求めます。
5. 営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、お客さまの申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。
6. 取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。
7. マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。
8. マネロン等リスク管理態勢について、主管部による検証に加え独立した内部監査部門による監査を定期的に実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。
9. 新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等についてお客さまから理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

金融ADR制度への対応

【苦情処理措置】

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、店頭掲示ポスター、パンフレット等で公表しています。苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は14ページ参照）またはコンプライアンス統括部（電話：0278-23-4511）にお申し出ください。

【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）及び関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置運営する仲裁センター等、埼玉弁護士会（電話：048-710-5666）が設置運営する示談あっせん・仲裁センター、並びに群馬弁護士会（電話：027-234-9321）が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、お取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都、埼玉県以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京、埼玉以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システムを用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、埼玉弁護士会、群馬弁護士会、全国しんきん相談所、関東地区しんきん相談所、または当金庫コンプライアンス統括部」にお尋ねください。

金融商品に係る勧誘方針について

「とねしん」は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、利用者の保護を図るため、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

《金融商品に係る勧誘方針》

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

個人情報保護宣言について

「とねしん」では、お客さまの大切な個人情報を適切に取り扱うことが、金融機関としての社会的責務と認識し、大切な情報をお守りすることがお客さまからの信頼性の向上につながるものと考えております。そうした中、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）等に基づき、お客さまの個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の取扱方針である次の個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）を制定いたしました。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

なお、利用目的等々わしい内容につきましては、店頭およびホームページにより開示しております。

とねしんの考え方

リスク管理態勢について

金融の自由化・国際化の進展、金融技術の発展等により、金融機関を取り巻くリスクは、一段と複雑化、多様化しており、金融機関経営においてリスク管理の重要性が飛躍的に高まっています。

このような金融環境のもと、当金庫は適切な業務を遂行するため、各種リスク管理方針・規程等を制定し、リスク管理態勢の整備を進めるとともに、リスク管理委員会及びリスク管理統括部を設置し、より多様なリスクの正確な把握、適切な管理・運営に積極的に取り組んでいます。

1. 統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、金融機関が直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎（信用・市場・流動性・オペレーショナルリスク）のリスクを総体的に捉え、自己資本と比較対照して管理することをいいます。

当金庫では、金融機関業務の健全性及び適切性を確保するため「統合的リスク管理規程」等を整備し、経営陣が率先して、金庫全体のリスク管理態勢の整備・確立に向け努力しております。また、各リスク毎に適正な管理を行うため、理事長を委員長とした「リスク管理委員会」を置き、各リスクの主管部署の牽制機能及び情報の一元管理のため「リスク管理統括部」を設置、金庫のリスク管理態勢が機能するよう努めております。

2. 信用リスク管理

信用リスクとは、お取引先の倒産や経営の悪化により、貸出金などの利息や元本の回収が困難となり損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、貸出資産の健全性を維持・確保していくため、「信用リスク管理規程」等を整備し、審査管理部門を審査部、経営相談業務を地域産業支援部、債権管理部門を管理部とし、個々の案件ごとに財務内容、事業計画の妥当性などを総合的に検討し、地域経済の健全な発展と安定に貢献する事を前提に、厳正な貸出審査及び適正な管理に努めております。

3. 市場リスク管理

市場リスクとは、金利・為替・株価等が変動することにより、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクと、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、市場リスクに対応するため、「市場リスク管理規程」等を整備し、フロント・バック部門を総務部、ミドル部門をリスク管理統括部として、金利や為替などの変動があっても、安定的な収益を確保できるようリスクに対するリターン分析、金利・運用期間の分散等を行い、リスクをコントロールしつつ収益を確保していくための資産配分に努めております。

4. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常より著しく不利な価格で取引を余儀なくされることにより損失を被る「市場流動性リスク」と、金融機関の財務内容の悪化等により必要な資金確保が困難となり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る「資金繰りリスク」からなります。

当金庫では「流動性リスク管理規程」等を整備し、総務部を主管部署として、流動性リスクに関する情報の収集・分析を行い、日々の資金繰りに問題が生じることのないよう万全を期しております。

5. オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、下記に掲げる「事務リスク」「システムリスク」「風評リスク」「法務リスク」「人的リスク」「有形資産リスク」等を総称したリスクをいいます。

●事務リスク管理

事務上のミスや不正により損失を被るリスクです。

当金庫では、「事務リスク管理規程」等を整備し、主管部署を事務部として、事務処理に係るリスクを適正に把握し、適切なリスク管理に努めております。

また監査部門により、本部・営業店に対して内部監査を定期的に実施し、規程・要領等の遵守状況をチェックするとともに、事故を未然に防止するための管理態勢が確実に機能しているかを厳正に監査し、事務の正確性維持及び事故防止を図っております。

●システムリスク管理

コンピューターシステムの障害・誤作動およびシステムの不備・不正利用等により損失を被るリスクです。

当金庫では、「システムリスク管理規程」等を整備し、事務部が主管部署となりシステムの開発、運営及び利用にあたり適切な管理を行うことにより、システムの安全性、信頼性を維持し、情報資産の保護に努めております。

●風評リスク管理

事実の有無にかかわらず、世間一般で当金庫の信用に悪影響をおよぼす評判が広まることにより損失を被るリスクです。

当金庫では、風評リスクが金庫に与える影響は多大なものとして位置付け、リスク管理統括部を主管部署として、日々情報を収集・分析し、風評リスクの管理を行っております。

●法務リスク管理

当金庫または役職員が各種法令・金庫内規程等に抵触または、抵触する恐れのある行為を行うことにより、当金庫の信用の失墜を招き、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、「法令等遵守規程」等を整備し、コンプライアンス統括部が主管部署となり、情報等を一元的に管理するとともに、規程・要領等の改廃、新商品の発売、新規業務への取り組みを行う場合は、コンプライアンス委員会で審議するなど厳格な管理を行っております。

●人的リスク管理

人材の流出・喪失や士気の低下及び役職員のコンプライアンスに反する行為により損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、各種人事関係の規程等を整備し、総務部が主管部署となり「秀れた人材」の育成を目指し、役職員の人権を尊重し、厳正・公正を基本に職場環境の整備に努めております。

●有形資産リスク管理

災害や資産管理の瑕疵及び職務環境等の質の低下により当金庫の有形資産（土地・建物・機械設備等）が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、総務部が主管部署となり、有形資産を適正に管理・利用するよう厳格に管理するとともに、「災害時等の緊急時対応計画」を整備し、災害時等の緊急時に金庫全体で対応できるよう努めております。



6. 相談・苦情等への対応について

当金庫では、「顧客サポート等管理規程」等を整備し、お客さまの相談・苦情等に誠実・公平に対処し、迅速に解決できるよう努めております。また、コンプライアンス統括部を主管部署として、情報を一元的に管理し、“お客さまの声”を糧として金庫の質的向上に努め、お客さまにより一層満足いただけるよう日々努力しております。



“お客さまの声”（相談・苦情等）については
利根郡信用金庫
コンプライアンス統括部まで
電話 0278(23)4511(代)
メール support_1208@toneshin.co.jp

お客さまの大切な資産をお守りする態勢について

～金融犯罪対策への取り組み～

“とねしん”では、盗難や偽造キャッシュカードを使用した不正取引や振り込み詐欺からお客さまの大切な資産をお守りする為に次のような様々な取り組みをしています。

- ① お客さまのキャッシュカードによる1日あたりの払戻限度額を50万円に引き下げ
- ② A T Mの操作による暗証番号変更サービス（平成17年10月より、類推されやすい暗証番号の登録拒否機能の追加）
- ③ 後方確認ミラー、つい立てなどを全A T Mに設置
- ④ 平成18年1月よりカードの盗難・紛失に係る緊急連絡先「カード盗難センター」を設置
- ⑤ 振り込み詐欺や還付金詐欺防止のため、65歳以上で過去1年間A T M（当金庫以外を含む）でキャッシュカードによる振込をされていないお客さまの、A T Mでのキャッシュカードによる振込の制限
- ⑥ 平成30年12月20日より、70歳以上で当金庫のATMで過去3年間にキャッシュカードによる現金出金取引を行っていない口座の1日あたりの出金限度額の制限

カード・通帳・印鑑紛失・盗難等については
「利根郡信用金庫カード盗難センター」 電話 0278(23)0740
※全日24時間対応しております。
※しんきんサービスセンターへ自動転送させていただきます。



不審な電話がかかってきたら…

- ①あわてない。
動揺しない。
あせらず大きく深呼吸
- ②すぐに振り込まない！
まずは振り込む前に家族に相談！
本当の話かどうか必ず確認
- ③少しでも変だと思ったら！
事実確認ができない場合は！
最寄りの警察に連絡



困りごと、悩みごと、警察への相談は
「# 9110」番（全国共通）

最寄りの警察署電話番号
沼田警察署 0278-22-0110
渋川警察署 0279-23-0110
前橋警察署 027-252-0110

緊急の場合は
「110」番通報

騙されないために

留守番電話を利用

- 常時、留守電状態にしておく
相手が確認できたなら電話に出るようにする
- 応答メッセージを変える
「ご用の方は名前と用件を。身内は合言葉を。確認できれば出ません」など

合言葉を決める

あらかじめ身内にしか分からない“合言葉”を決めておくのも有効。ご家族で相談してみてください。

趣味 旅行先 好きな物

“慢心”しない

「自分は大丈夫」と思っていませんか？
手口を知っているだけでは安心できません。
あらかじめ“風邪”等の理由で、息子さんや
お孫さんの声だと思い込んでしまうと、なか
なか払拭できないものです。

振り込み詐欺の被害に気付いたら

急いで警察と金融機関へご連絡ください。

口座を利用した振り込み詐欺であれば、振り込み詐欺救済法が適用されます。
振込先の口座残高を上限に、被害額に応じ返金（分配金）を受けることができます（要申請）。



営業のご案内

利根郡信用金庫では地域の皆さまにご満足いただけるような商品・サービスをご提供できるよう日々努めてまいります。

1. 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金等

2. 融資業務

手形貸付、証書貸付、当座貸越、手形・電子記録債権割引等

3. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式等に投資

4. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等

5. 外国為替業務

信金中央金庫への取り次ぎ業務

6. 附帯業務

代理業務、保護預り及び貸金庫業務、債務の保証、公共債の引受、国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売、保険商品の募集業務（保険業法に基づく保険募集）、電子記録債権業務、信託契約代理業務、共済募集業務（中小労災共済法に基づく共済募集）、その他業務

◆預金業務

商品名	内容・特色	お預入れ金額	お預入れ期間
当座預金	安全で便利な小切手、手形をご利用いただけます。預金保険制度の全額付保対象預金です。	1円以上	出し入れ自由
普通預金	ご自由に出し入れができて、給与や年金の受け取り、公共料金、税金等の自動支払いなど便利にご利用いただけます。	1円以上	出し入れ自由
決済用預金	ご自由に出し入れができて、給与や年金の受け取り、公共料金、税金等の自動支払いなど便利にご利用いただけます。預金保険制度の全額付保対象預金です。	1円以上	出し入れ自由
総合口座	普通預金と定期預金を1冊の通帳にセット。自動融資で定期預金の90%以内、最高300万円までご利用いただけます。	普通預金 1円以上 定期預金 1万円以上	普通預金 出し入れ自由 定期預金 1ヶ月～5年
貯蓄預金	出し入れ自由で、キャッシュカードもご利用いただけます。	1円以上	出し入れ自由
通知預金	まとまった資金の短期間の運用に適しています。お引出しの2日前までに通知が必要です。	1万円以上	据置期間7日以上
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく預金です。お利息に税金はかかりません。	1円以上	預入は自由 払戻は納税時
スーパー定期	お預入れ金額によりスーパー定期・スーパー定期300がございます。個人の方は複利型がご利用いただけます。	100円以上	1ヶ月～5年
大口定期預金	1,000万円以上の大口資金の運用に適した、定期預金です。	1,000万円以上	1ヶ月～5年
期日指定定期預金	1年複利の有利な定期預金。1年経過すれば1ヵ月前に満期日を指定できます。個人の方のみご利用いただけます。	100円以上 300万円未満	最長3年 据置期間1年
変動金利定期預金	預入期間中に6ヵ月毎のサイクルで金利が見直される変動金利の定期預金です。個人の方は複利型がご利用いただけます。	100円以上	1年～3年
利息分割受取型定期預金	スーパー定期または大口定期預金で、満期を待たずにお利息が定期的にお受け取りできます。個人の方のみご利用いただけます。	100円以上	1年～5年
年金定期預金〈寿〉	当金庫に年金振込を指定されている方を対象とした定期預金です。優遇金利で大変お得です。	100円以上 100万円以内	1年
新型福祉定期預金〈くのぞみ〉	福祉年金などの受給者で当金庫に振込をされている方を対象とした定期預金です。優遇金利で大変お得です。	100円以上 350万円以内	1年
スーパー積金	事業拡張資金、住宅の新築・増改築資金、結婚資金などを計画的に楽しみながら、目標に向かって毎月一定額を積み立てる預金です。	5,000円以上	1年～5年
財形年金預金	ゆとりある老後のための計画的な預金です。満60歳になると年金としてお受け取りできます。財形住宅預金と合計で550万円までお利息が非課税となります。	1,000円以上	5年以上
財形住宅預金	夢のあるマイホーム取得資金を貯めることを目的とした預金です。財形年金預金と合計で550万円までお利息が非課税となります。	1,000円以上	5年以上
一般財形預金	貯蓄の目的は自由です。	1,000円以上	3年以上
後見制度支援預金	後見人が裁判所の指示書によって利用できる普通預金です。被後見人の預金のうち日常的に必要な金銭は後見人が管理し、残金を「後見制度支援預金」として家庭裁判所の指示に基づき管理します。	1円以上	—

商品ご利用にあたっての留意事項

- 上記預金商品は全て預金保険制度の付保対象預金です。
- ご預金の種類により金利が異なります。金利は店頭に表示してありますのでご確認ください。
- 口座開設や10万円を超える現金でのお振込、また200万円を超える現金取引などのお取引の際には、お客さまご本人の確認をさせていただくため、所定の公的証明書が必要となります。この公的証明書がない場合には、お取引ができないことがありますので、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

◆融資業務【個人向けローン】

商品名	内容・特色	ご融資限度額	ご融資期間
住宅ローン	住宅新築、増改築、マンション購入など長期のライフプランに合わせてご利用いただけます。お客様の万が一に備えた「がん保障特約」「三大疾病保障特約」「8大疾病保障特約」付の住宅ローンもご用意しております。	(一社)しんきん保証基金 1億円以内 全国保証(株) 1億円以内	40年以内 40年以内
フラット35	全期間固定金利（最長35年）なので返済計画が立てやすく、お借入時にご返済額が確定しますので、将来にわたって計画的な返済が可能です。	8,000万円以内	35年以内
セレクト	住宅ローンの借換、増改築資金など、お住まいに関する用途にご利用いただけます。	1,000万円以内	15年以内
住宅サポートローン	しんきん保証基金保証付き住宅ローンの新規ご契約者様を対象に、住宅購入のタイミングで発生する家具・家電、自動車の購入、既往ローンの借り換え資金等にご利用いただけます。	500万円以内	3ヶ月以上40年以内 かつ当該住宅ローンの保証期間内
住宅サポートローンワイド	当金庫で住宅ローン（有担保）をご利用いただいているお客さまを対象に、住宅購入後のライフイベントにおける様々な資金ニーズにご利用いただけます。	500万円以内	3ヶ月以上 20年以内

商品名	内容・特色	ご融資限度額	ご融資期間
カーライフプラン	マイカー購入、免許取得、車検・修理費用、パーツの購入など、幅広くご利用いただけます。	1,000 万円以内	15 年以内
教育プラン	高校、短大、大学、大学院、高等専門学校、専修学校等の入学金、授業料等にご利用いただけます。	1,000 万円以内	16 年以内
お直し上手	住宅の増改築、キッチン・トイレ・浴室の改装、ガレージの設置等にご利用いただけます。	1,000 万円以内	15 年以内
無担保住宅ローン	不動産購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金、住宅ローンの借換え等にご利用いただけます。	1,000 万円以内	20 年以内
個人ローン	旅行、電化製品購入など、健康で文化的な日常生活に必要な資金にご利用いただけます。	500 万円以内	10 年以内
重粒子線治療応援プラン	群馬大学で先進がん治療（重粒子線治療）を受ける方やご家族の方にご利用いただけます。	314 万円以内	10 年以内
子育て応援プラン	小学校入学前のお子様を養育するご家族の方をサポートします。育児用品購入、粉ミルク購入、出産費用等にご利用いただけます。	100 万円以内	10 年以内
福祉プラン	介護用機器の購入・設置費用、老人ホーム入居一時金等にご利用いただけます。	500 万円以内	10 年以内
シニアライフローン	リフォーム（増改築・修繕）資金、自動車の購入資金、旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営むために必要な資金にご利用いただけます。	100 万円以内	10 年以内
職域サポートローン	職域サポート制度対象事業所の経営者または従業員の方にご利用いただけます。	1,000 万円以内	15 年以内
職域フリーローン	職域サポート制度対象事業所の経営者または従業員の方にご利用いただけます。	500 万円以内	10 年以内
教育カードローン	学費納入金、その他必要な教育資金の借入を一定限度の範囲内でＡＴＭや窓口を通じて出金し、子弟等の学校等の卒業時に証書貸付に切替え割賦返済を行う商品です。	500 万円以内	カードローン期間5年（1年毎自動更新） 証書貸付切替後 3ヶ月以上10年以内（卒業後）
しんきん保証フリーローン	お使い道が自由なローンで、借入の一本化などにもご利用いただけます。	500 万円以内	10 年以内
カードローン	お使い道が自由で、カードを使って簡単にご利用いただけます。不意の出費のときもご安心です。	10 万円 ～300 万円	3 年 (自動更新)
とねしんきゃっする500	お使い道が自由で、カードを使って簡単にご利用いただけます。インターネットからでも仮審査申込みいただけます。	10 万円 ～500 万円	3 年 (自動更新)
とねしんシルバークゃっする	お使い道が自由で、カードを使って簡単にご利用いただけます。 (契約時年齢が60歳以上69歳以下の方)	50 万円	3 年 (自動更新)
フリーローンきゃっする	お使い道が自由なローンです。インターネットから仮審査申込みいただけます。	500 万円以内	10 年以内
タックル	手続き簡単・スピード回答の商品です。個人および個人事業主の方にご利用いただけます。また、年金受給されている方には、隔月返済でのご利用もいただけます。	500 万円以内	10 年以内
とねしんフリーローン1000	1000 万円まで申込可能な大型のフリーローンです。お使い道が自由なので借入の一本化など「おまとめローン」としてご利用いただけます。	1,000 万円以内	10 年以内
とねしんらくらくローン	お使い道が自由で、計画的な返済のローンです。インターネットから仮審査申込みいただけます。	500 万円以内	10 年以内

◆【事業者向けローン】

商品名	内容・特色	ご融資限度額	ご融資期間
創業支援融資制度	お客様の事業の進捗状況に合わせて、当初は毎月の約定返済なしに必要な時に必要な資金をご利用いただく当座貸越。その後、事業の進展に伴い毎月約定返済のある証書貸付で創業・第二創業を支援する商品です。	1,000 万円以内	当座貸越は、融資後1年目の応当日以降に迎える決算日の4ヶ月後まで証書貸付は10年以内
創業支援融資「はじめます!」	新事業を創業する方、創業まもない方を支援する日本政策金融公庫との協調融資商品です。		
あきない上手	新事業を創業する方、新事業に進出する方にご利用いただける「創業・新事業支援融資」です。	500 万円以内	設備7年以内 運転5年以内
事業者カードローン	法人・個人事業主の方が事業資金に原則、無担保でご利用いただけます。スピーディーで便利なカードローンです。	2,000 万円以内	1年または2年（更新可）
事業者カードローンGライト	法人の事業資金を原則、無担保でお得な保証料にてご利用いただけます。	500 万円以内	1年または2年（更新可）
農機・工機ローン	農業用・工業用機械などのご購入にご利用いただけます。	5 万円以上 200 万円以内 5 万円以上 500 万円以内	5 年以内 5 年以内
おてがるローン	あらゆる資金ニーズをすばやくサポート。創業資金にもご利用いただけます。事業者様向けローン。農業経営者の方もご利用いただけます。	10 万円以上 500 万円以内	(当座貸越型) 法人は3年、法人代表者・個人事業主は1年（更新可） (証書貸付型) 10 年以内
ビジネス・クイックローン	法人の事業資金を原則、無担保でご利用いただけます。	10 万円以上 500 万円以内	6ヶ月以上10年以内（期日一括返済は1年以内）
アグリサポート大地の恵み	農業経営に必要な資金として、運転資金、設備資金を原則無担保でご利用いただけます。	100 万円以上 5,000 万円以内	1年以上7年以内

商品ご利用にあたっての留意事項

- 金融機関の商品には、変動金利商品のようにお客さまの予想に反して金利が上下する商品や、保証会社を保証とするとご融資には融資利息のほかに保証料が必要となる場合がありますので、ご利用に際しては商品内容を窓口または担当者にお尋ねいただきご確認の上、お客さまの目的に適した商品をお選び下さい。
- ローンのお申込みについては、ご利用残高などに注意して、ご返済に無理のないよう計画的なご利用をお勧めいたします。また、審査の結果お客さまのご希望にそえない場合があります。

◆内国為替業務

内 国 為 替	振 込	当金庫の本支店はもちろん、全国の信用金庫、銀行、信用組合、農協などの金融機関へスピーディーで確実にお振込ができます。電信扱いと文書扱いがあります。
	代金取立	手形・小切手などをお取立てして、ご希望の預金口座にご入金いたします。

◆その他の業務・各種サービス

キャッシュサービス	カード1枚でご預金のお引出し、お預入れができてたいへん便利です。「とねしん」の本支店のほか、全国の提携金融機関でご利用いただけます。
アプリ通帳口座 (通帳レス契約)	スマートフォンにアプリをインストールし、所定の手続きを行うことにより、スマートフォンで入出金明細の閲覧を行うことができるサービスです。
デビットカードサービス	デビットカード加盟店で、端末にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力するだけで、お買い物やご飲食のご利用代金等をお客さまの口座から即時に決済できます。
年金自動受取サービス	国民年金、厚生年金、共済年金、労災年金、恩給等その他の年金がお受取日に自動的にご希望の預金口座へ振込まれます。
給与振込サービス	毎月の給与やボーナスが自動的にご希望の預金口座に振込まれます。
自動支払サービス	電気、電話、ガス、水道、NHKなどの公共料金、保険料、税金などを自動的にご希望の預金口座からお支払いいたします。
為替自動振込サービス	家賃、月謝、仕送りなどをご指定日に自動的にご希望の預金口座へお振込みいたします。なお、振込手数料は一般のお振込みよりお得になっております。
ファームバンキング ホームバンキング	オフィスや家庭に居ながら専用端末機を利用して、取引照会や振込・振替が簡単にでき、たいへん便利です。なお、振込手数料は一般のお振込みよりお得になっております。
インターネット バンキング	お手持ちのパソコンから、取引照会や振込・振替が簡単にでき、たいへん便利です。なお、振込手数料は一般のお振込みよりお得になっております。
アンサーサービス	お客さまの口座のお取引内容を、ファクシミリでご連絡し、ご確認いただける便利なサービスです。
A T M 振込サービス	各店舗設置のATMにより全国の金融機関へお振込みができます。振込カードのご利用により繰り返しご利用いただけます。
ネット口座振替 受付サービス	お手持ちの携帯電話またはパソコンから預金口座振替の手続きができ、たいへん便利です。なお、個人向けインターネットバンキングの契約がない方でもご利用いただけます。
でんさいサービス (電子記録債権サービス)	お手持ちのパソコン等を通じて、電子記録債権を記録・管理する電子債権記録機関の記録原簿へ電子記録することで、安全・簡易・迅速に、支払いや譲渡等を行うことができます。
しんきん健康サ ポートプラン	健康・医療・介護・栄養などについての電話相談サービスです。「とねしん」で年金をお受取りのお客さまおよびご家族の方がご利用いただけます。
クレジットカード	「しんきん VISA カード」・「しんきん JCB カード」・「セゾン・アメリカン・エクスプレス・カード」などの各種クレジットカードの加入申込やキャッシングがご利用いただけます。また、加盟店のお申込みもお取り扱いしております。
純 金 積 立	毎月一定の金購入金額（毎月 3,000 円以上 1,000 円単位）を決めて、その金額を月中の営業日数で割った金額で毎日少しずつ金を購入することにより、金を積み立てていく商品です。
貸 金 庫	預金証書、権利証、有価証券、貴金属などの大切な財産を安全・確実に保管します。
夜 間 預 金 金 庫	当金庫の営業時間終了後、売上金などをご投入いただき、翌営業日にご指定の預金口座にご入金いたします。
株式・出資金払込	会社設立のための株式（出資金）払込金や増資のお取り扱いをしております。
日本銀行歳入代理店	日本銀行歳入代理店として国税その他の収納金の収納業務をお取り扱いしております。
群馬県および各指定市町村 収納代理金融機関	群馬県および各指定市町村の税金その他の収納金の収納事務をお取り扱いしております。
スポーツくじ当選金 払い戻し (toto)	スポーツくじ当選金の払戻業務をお取り扱いしております。（※本店のみお取り扱いしております。）
リ ー ス の ご 案 内	機械設備・事務機器などのリースをご希望のお客さまに、しんきんリース（株）をご案内しております。

◆投資信託・公共債窓口販売業務

投 資 信 託	多様化する資金ニーズにお応えできますよう各種商品をお取り扱いしております。
公 共 債	個人向け国債などの窓口販売をお取り扱いしております。

◆保険商品の募集業務

「定額個人年金保険」「医療保険」「がん保険」「終身保険」「定期保険」そして「傷害保険」「長期火災保険」「債務返済支援保険」と様々な商品をお取り扱いしております。詳しくはお近くの「とねしん」までお問合せください。

◆信託契約代理業務

相続関連商品ニーズの高まりや余資運用の多様化ニーズを踏まえ、信金中央金庫との信託契約代理店委託契約を締結し、「しんきん相続信託『こころのバトン』」と「しんきん暦年信託『こころのリボン』」をお取り扱いしております。

◆共済募集業務

シニア世代の医療保障に重点をおいた「生命医療共済（シニア選択緩和型）『シルクシニア』」をお取り扱いしております。

◆iDeCo（個人型確定拠出年金）

自ら準備する私的年金で、掛金の運用を自身で行う年金制度です。税制面での優遇を受けられるメリットがあります。

◆相談業務

●【ゆうゆう休日相談】

とねしんでは地域金融機関として、地域への貢献度を高めると共に、お客様のニーズに積極的にお応えするため、毎週日曜日に休日相談を実施しております。

住宅ローンのご相談・お申込みをはじめ、各種ローンのご相談・お申込みにご利用いただけます。また、年金や税務のご相談も承っております。皆様のご来店を心よりお待ちしております。

令和6年7月まで

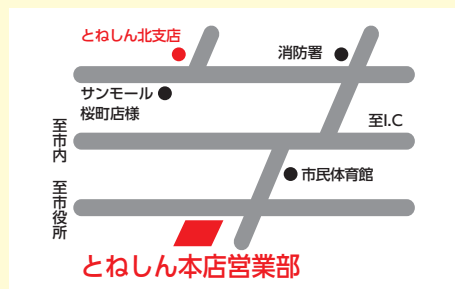
北 支 店 沼田市高橋場町 2040-1
TEL 0278-22-5656

令和6年8月から

本店営業部 沼田市東原新町 1540
TEL 0278-23-4511

【相談項目・担当者】

住宅・・・毎週日曜日（当金庫職員）
消費者ローン・・・毎週日曜日（当金庫職員）
年金・・・毎週日曜日（当金庫年金担当者）
税務・・・毎年2月・3月の第一日曜日
（顧問税理士）



- 信託（相続信託、暦年信託）
- 保険（生命、損害、学資、がん）
- iDeCo、NISA（積立、一般）、投資信託

●【年金相談】

◎年金窓口相談

とねしんでは全店の窓口で、年金制度のしくみ・見込額・受給手続きの方法など、年金に関する様々なご相談を承っております。

◎年金相談会

全営業店で定期的に「年金相談会」を開催しております。年金制度のしくみのご説明、受給資格の調査、ご請求手続きなど、お客様お一人おひとりにあったお手伝いをさせていただきます。



●【税務相談】

とねしん本店では、ご依頼をいただいたお客様を対象に税務相談を行っています。

税務に関する様々なご相談を顧問税理士が承っております。

※ご利用の際は、事前に予約が必要となります。

主な手数料一覧

2024年6月末日現在

1. 振込手数料（1件につき）

種 類	取扱い・金額区分		当金庫同一店内宛	当金庫本支店宛	他金融機関宛
窓 口	電信扱い	3万円未満	220円	330円	660円
		3万円以上	440円	550円	880円
	文書扱い	3万円未満	220円	330円	660円
		3万円以上	440円	550円	880円
A T M	現金扱い	3万円未満	110円	110円	440円
		3万円以上	330円	330円	660円
	キャッシュカード扱い	3万円未満	無料	110円	330円
		3万円以上	無料	220円	550円
インターネットバンキング	個人向け	3万円未満	無料	110円	270円
		3万円以上	無料	220円	440円
	法人向け	3万円未満	無料	110円	380円
		3万円以上	無料	330円	550円
ファーム・ホーム・テレホンバンキング	3万円未満		無料	110円	440円
	3万円以上		無料	330円	660円
為 替 自 動 振 込	3万円未満		無料	220円	550円
	3万円以上		無料	330円	660円

(注) 窓口の同一店内宛は、本人宛および給与振込を除きます。

(注) インターネットバンキングの給与振込の手数料は、本支店宛および他金融機関宛も含めて無料です。

2. その他為替手数料（1件または1通につき）

種 類	取 扱 い	金 額
代 金 取 立 手 数 料	当金庫同一店内宛	無料
	電 子 交 換	550円
	個 別 取 立 ※	1,100円

※個別取立とは、通帳の取立や、電子交換所に加盟しない金融機関への取立を指します。

種 類	当金庫同一店内宛	当金庫本支店宛	他金融機関宛
振込送金訂正手数料			550円
組戻手数料（振込、取立手形）			880円
不渡手形返却料			
取立手形店頭呈示料			

(注) 880円超の実費を要する場合は、その実費とさせていただきます。

3. ファーム・ホームバンキング、インターネットバンキングの基本手数料等

種 類	取 扱 い	金 額
基 本 手 数 料	ファーム・ホームバンキング	
	法人向けインターネットバンキング	月額 1,100円
	個人向けインターネットバンキング	月額 110円
パスワード生成機再発行手数料	個人向けインターネットバンキング	1,100円

4. でんさいサービス手数料

取 引 の 種 類		手数料1件あたり
基 本 手 数 料		無料
発 生 記 録	当金庫宛	330円
	他行宛	550円
譲 渡 記 録	当金庫宛	165円
	他行宛	275円
譲渡記録のうち割引によるもの（当金庫宛のみ）		165円
分 割 譲 渡 記 録	当金庫宛	330円
	他行宛	550円
分割譲渡記録のうち割引によるもの（当金庫宛のみ）		330円
保 証 記 録		330円
変 更 記 録（オンライン扱い）※1		330円
支払等記録（口座間送金決済以外）※2		330円
でんさい入金手数料（取立手数料）※3		220円
口座間送金決済中止手数料（強制執行等の場合を除く）		660円
支払不能情報照会（利用者、元利用者からの照会）		3,300円
開 示 手 数 料	通常開示（P Cにて）	無料
	通常開示（書面にて）	660円
	特例開示（書面にて）	3,300円
残 高 証 明 書 発 行 手 数 料		4,400円

※1 発生させた「でんさい」の利害関係者が債務者と債権者のみの場合、オンラインで変更可能です。

利害関係者が3名以上いる場合は、書面での変更が必要となり、別途手数料がかかります。

※2 「でんさい」の支払期日前や期日経過後に決済した情報を記録する手数料です。支払期日に口座間決済で決済された場合は手数料はかかりません。

※3 「でんさい」の支払期日に受取人が負担する手数料です。

5. A T M 利用手数料（お引き出し）（当金庫のA T M をご利用の場合）（1件につき）

曜 日	時間帯	当金庫カード	当金庫以外の信用金庫カード	群馬銀行のカード	他金融機関のカード
平 日	8:30 ～ 8:45	無料	110円	110円	220円
	8:45 ～ 18:00	無料	無料	無料	110円
	18:00 ～ 21:00	無料	110円	110円	220円
土 曜 日	8:30 ～ 9:00	無料	110円	110円	220円
	9:00 ～ 14:00	無料	無料	110円	110円
	14:00 ～ 20:00	無料	110円	110円	220円
日 曜 ・ 祝 祭 日	8:30 ～ 20:00	110円	110円	110円	220円

(注) 1. A T Mのご入金の手数料は、原則としてお引き出しと同様となります。（ただし、当金庫通帳・カードによる入金は日曜・祝祭日も無料となっております。）

2. ご利用時間および平日以外のご利用は、店舗により異なりますので窓口へご照会ください。

3. 土曜日8:30からの稼働は、前橋西支店のみとなります。

6. その他手数料

(下記手数料には、消費税 10%が含まれています。)

種 類	内 訳	金 額
小 切 手	1冊あたり (50枚綴)	5,500円
約 束 手 形	1冊あたり (50枚綴)	5,500円
為 替 手 形	2冊セット販売・1冊25枚綴	5,500円
マ ル 専 手 形	1枚あたり	550円
マ ル 専 当 座 取 扱 手 数 料	割賦販売通知書1枚につき	3,300円
自 己 宛 小 切 手 発 行 手 数 料		1,100円
再 発 行 手 数 料 (1冊・1枚あたり)	預積金通帳・証書	盗難・罹災による再発行は無料
	キャッシュカード	パスワード失念・盗難・罹災による再発行は無料。 長期間の使用による劣化、利用頻度が高く破損しそうな カード等は回収を条件として再発行は無料。
	ロ ー ン カ ー ド	
不 動 産 担 保 事 務 取 扱 手 数 料 (取 扱 1 件 に つ き)	新規設定・極度増額およびこれに準ずるもの	55,000円
	極度増額を伴わない追加設定	33,000円
	自己居住用不動産購入に係わる担保設定	33,000円
	不動産・建設業者の商品物件担保一部抹消	22,000円
	(根) 抵当権の商品物件以外の一部抹消	22,000円
動 産 ・ 債 権 譲 渡 担 保 事 務 取 扱 手 数 料 (取 扱 1 件 に つ き)	新規設定	44,000円
	延長登記	22,000円
	抹消登記	11,000円
証 明 書 発 行 手 数 料 (自 動 発 行 を 含 み ま す) (1通あたり)	融資証明書 (農業委員会提出の承諾書を含む)	11,000円
	融資利息証明書	550円
	残高証明書	550円
	残高証明書 (お客様指定の用紙)	1,100円
融 資 実 行 手 数 料	住宅取得に係る借入金の年末残高等証明書	550円
	純新規先融資開設 (取引約定書締結)	1,100円
	割引手形 (手形枚数にかかわらず)	1,100円
	手形貸付 (期限延長・期間内書替含む)	1,100円
	証書貸付 (住宅ローン・消費者ローン含む)	1,100円
	当座貸越 (枠設定時・極度額変更)	1,100円
	債務保証	1,100円
	企業信用調査機関による照会の場合 (1件・利用料を含む)	1,650円
割 引 手 形 調 査 手 数 料	上記を除く場合 (1件・通信費を含む)	330円
火 災 保 険 質 権 設 定 手 数 料	1件	1,100円
条 件 変 更 手 数 料	証書貸付	事業性資金
	(期限延長・返済金額変更・返済 据置・金利引き下げ等) (1回)	住宅・消費者ローン等 個人向け
固 定 金 利 特 約 手 数 料	貸付実行時は無料	5,500円
確 定 日 付 設 定 手 数 料 (1件・預金担保借入の場合のみ)		2,200円
主 債 務 の 履 行 状 況 に 関 す る 情 報 提 供 手 数 料		1,100円
繰 上 げ 返 済 手 数 料	全部繰上げ返済・一部繰上げ返済とも一律	5,500円
	固定金利特約期間中 (消費者ローンを除く)	全額 33,000円
		一部 22,000円
貸 金 庫 手 数 料 (1年分)	貸金庫	小型 5,500円
		中型 11,000円
		大型 16,500円
	全自動貸金庫	小型 16,500円
		中型 19,800円
		大型 23,100円
夜 間 預 金 金 庫	使用料 (外扉鍵1個・入金袋3個/月額) (注) 毎年4月15日に1年分を一括徴収	1,100円
	外扉 (投入口) 鍵 (1個追加/年額) 使用料とともに徴収	3,300円
	専用入金袋 (1個追加/年額) 使用料とともに徴収	3,300円
	専用入金帳	当座預金 (1冊100枚綴)
		普通預金 (1冊100枚綴)
国 債 保 護 預 かり 手 数 料	1年間分	1,320円
両 替 手 数 料	1~50枚	無料
	51~500枚	550円
	501~1,000枚	1,100円
	1,001枚~1,500枚	1,650円
	1,501枚以上~2,000枚	2,200円
	2,001枚以上	2,200円に、2,000枚を超える分 1~500枚毎に550円を加算した金額
個 人 情 報 開 示 等 請 求 手 数 料	基本的項目 (請求書1件につき)	1,100円
	その他項目	1,650円
硬 貨 入 金 手 数 料	1~50枚	無料
	51~500枚	550円
	501~1,000枚	1,100円
	1,001枚~1,500枚	1,650円
	1,501枚~2,000枚	2,200円
	2,001枚以上	2,200円に、2,000枚を超える分 1~500枚毎に550円を加算した金額
金 種 指 定 払 戻 手 数 料	1~50枚	無料
	51~500枚	550円
	501~1,000枚	1,100円
	1,001枚~1,500枚	1,650円
	1,501枚~2,000枚	2,200円
	2,001枚以上	2,200円に、2,000枚を超える分 1~500枚毎に550円を加算した金額
取 引 履 歴 明 細 表	1口座	1,100円
	過去15年を超える分1枚あたり	550円
未 利 用 口 座 管 理 手 数 料	1年間分	1,320円
信 託 契 約 事 務 手 数 料	契約時・追加信託時	信託額×1.10%
株 式 ・ 出 資 払 込 金 取 扱 手 数 料 (取 扱 金 額 に 応 じ て)	300万円未満	7,700円
	300万円以上5,000万円未満	1,000分の2.75
	5,000万円以上1億円未満	1,000分の1.65
	1億円以上	1,000分の1.10



【片品溪谷】

とねしんの状況

(資料編)

事業の概況 29

財務諸表

貸借対照表 30

貸借対照表の注記 31

損益計算書 34

剰余金処分計算書 34

主要な事業の状況 35

業務純益・業務粗利益 35

資金運用勘定・調達勘定の平均残高等 35

受取利息及び支払利息の増減 36

役務取引等収支の内訳 36

その他業務収支の内訳 36

経費の内訳 36

諸比率 36

自己資本の状況

自己資本の状況 37

パーゼルⅢ第3の柱における

「自己資本の充実の状況について」... 38

管理債権等の状況

信用金庫法開示債権及び

金融再生法開示債権の保全・引当状況... 42

預金業務

預金科目別残高 43

流動性預金・定期性預金等の平均残高 43

預金者別・会員会員外別残高 43

財形貯蓄残高 43

融資業務

貸出金科目別残高 44

貸出金科目別平均残高 44

貸出金業種別内訳 44

会員会員外貸出金残高 44

貸出金使途別内訳 45

消費者ローン・住宅ローン残高 45

貸出金担保別内訳 45

代理貸付残高の内訳 45

債務保証残高の内訳 45

債務保証見返の担保別内訳 45

その他業務

有価証券の種類別残高 46

有価証券の種類別平均残高 46

有価証券の残存期間別残高 46

有価証券の時価情報 46

金銭の信託の時価情報 46

事業の概況

1. 事業方針

当金庫は、信用金庫の原点である「相互扶助」の理念に基づき、自治体・商工会議所・商工会・観光協会、および取引先企業等との連携により情報・知恵を総動員し、あらゆる地域資源を結びつける「架け橋」となり、信用金庫としての独自性・特性や強みを発揮してお客様をお支えることで、地域と共に発展を遂げてまいりました。

当地域の経済環境はコロナ禍の3年間を乗り越え、平常の生活を取り戻しつつあります。一方で、世界経済の不安定要素による原材料・エネルギー価格等の高騰や円安、人手不足などが日本経済に大きい影響を与えており、当地域経済においても影響は高まるものと思われる。

このような環境の中、当金庫におきましても、“地域のために存在し、地域を守る”という信用金庫の使命を今後も果たしていくために、①地域の産業を支える。②不良債権を減らす。③収益性を高める。④自分を磨く。の4つ柱を事業方針として掲げ、これらを重点的に取り組むため、当金庫の『経営ビジョン』と『ビジネスモデル』を骨子とした『利根郡信用金庫 中期経営計画（3か年計画）』を令和3年度に策定し、役職員一丸となって取り組んでまいりました。

○経営ビジョン

「私たちはお客さまと地域から最も頼りにされる金融機関を目指します。」

○ビジネスモデル

少子高齢化、人口減少、事業所減少という事実認識のもと、CSR(企業の社会的責任)やSDGs(持続可能な開発目標)の理念を尊重しつつ、経営理念に基づく役割と責任を自覚し、地域社会に貢献していく。具体的には、

1. 持続可能な金庫となるため、顧客の信頼のもと収益性を高めていく。
貸出金残高増加、貸出金利回り上昇
2. 取引先企業に対するコンサルティング等支援を充実する。
本業支援、事業承継支援、創業支援、ビジネスマッチング
3. 取引先の事業内容を理解し評価した貸出を推進する。
4. 質問力強化等人材教育により職員の情報収集能力の向上を図る。
5. 不良債権比率を下げる。
6. 様々な部門において、デジタル化を推進し業務の方法を改善する。
7. 地公体や商工関連団体等と連携し、地方創生の一翼を担う。

2. 金融経済環境

わが国経済は長期化するロシア・ウクライナ戦争や中東情勢の緊迫化、米国との金利差による大幅な円安の進行など世界経済の不安定要素が多い中で、国内でも物価上昇や人手不足など不確実性の高い経済情勢などが企業収益や家計にも大きな影響を及ぼしています。コロナ禍からの経済回復途上において一度は消費マインドの回復が見られましたが、長らくインフレ基調により、個人消費も減少傾向にあります。こうした状況下で物価上昇に対する賃金上昇の動きが期待されていますが、コスト増による中小企業への負担増も懸念され、定額減税などの政府による対応についても注目されています。

金融面では、日本銀行が2024年3月19日にマイナス金利政策を解除し、政策金利を0から0.1%に引き上げることを決定しました。長期金利操作(イールドカーブ・コントロール)を撤廃するほか、上場投資信託(ETF)などの新規買い入れも終了しました。日本銀行が政策金利を引き上げるのは2007年以来17年ぶりとなります。これまで、世界的にも異例な対応が続いてきた日本の金融政策は正常化に向けて大きく転換するものと思われる。

もとより当金庫は、協同組織の地域金融機関として豊かで持続可能な地域社会づくりを目指し、長期的な視点のもとで中小企業の育成と地域経済の発展に取り組んでまいりました。今年度においても、様々な環境変化を見据えながらビジネスモデルの徹底を図り、地域における課題解決力の一層の強化に努めるとともに、地域と中小企業の成長・発展に貢献すべく全力を挙げて邁進してまいります。

3. 業績

○預金

当金庫の進める集金効率化、新型コロナウイルス感染症5類への移行に伴う消費マインドの上昇や物価高の影響、相続預金の流出、マイナス金利政策による低金利傾向、預かり資産などの資産運用の高まりなどにより期末預金残高は対前期2,603百万円減少の187,285百万円(減少率1.37%)、期中平均残高は1,745百万円減少の189,838百万円(減少率0.91%)となりました。

○貸出金

貸出先数の増加に注力し小口多数の活動を行いました。残高につきましては事業性資金3,561百万円の減少、個人向け貸出は853百万円の減少となりましたが、地方公共団体向け貸出においては1,269百万円増加となりました。その結果、期末貸出金残高は対前期3,144百万円減少の89,983百万円(減少率3.37%)となりました。期中平均残高は448百万円増加の92,640百万円(増加率0.48%)となりました。

○収益面

経常収益	2,857百万円	前期比	19百万円増加	増加率	0.68%
経常費用	3,334百万円	前期比	598百万円増加	増加率	21.85%
コア業務純益	882百万円	前期比	367百万円増加	増加率	71.29%
経常利益	△477百万円	前期比	578百万円減少	減少率	570.76%
(又は経常損失)					
当期純利益	△564百万円	前期比	685百万円減少	減少率	564.23%
(又は当期純損失)					

○自己資本比率

当期 8.93% 前期 9.54% 前期比 0.61ポイント減

4. 事業の展望及び信用金庫が対処すべき課題

社会や経済環境が多岐にわたり変化し、事業や地域の課題が複雑化する中で、当金庫は従来の資金繰り支援に加えて、お客さまが抱えている個別の課題に応じた支援を図っていくことにより、お客さまと地域の持続的発展の好循環を実現し、地域金融機関としてその使命を果たす必要があります。

これらの情勢を踏まえ、令和6年度以降の『利根郡信用金庫 中期経営計画(2024-2026)』において、「本業支援」を計画の柱に掲げ、事業者の実情に応じた支援や実効性のある伴走支援を更に推進してまいります。

○次期中期経営計画の3つの基本方針と重点項目

I. 地域の活性化と課題解決

- 事業者の本業支援
- 個人のライフステージに沿った資産形成支援
- 地域創生への取り組み(金庫と関連機関との連携強化)

II. 財務基盤の充実と業務改革

- リスク管理と市場運用の強化
- 不良債権の縮減
- 店舗網および組織の最適化
- DXの推進等による業務改革

III. 人材育成

- 課題解決営業に向けた人材育成
- 働きがいのある職場(組織)造り
- マネジメントが浸透する企業風土の醸成

また、当金庫とお客さまとの信頼関係をより一層醸成するためには、役職員が一体となって、法令等遵守態勢・利用者保護態勢を整備・強化していくことが重要となります。不祥事件の未然防止・早期発見、反社会的勢力の排除に引き続き取り組み、健全かつ適切な業務運営を行ってまいります。

内部管理体制の充実、顧客本位の業務運営に努めることにより、地元の負託に応え地域経済の中核を担う「とねしん」として邁進していく所存であります。

財務諸表

●貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2023 年 3 月末	2024 年 3 月末
(資 産 の 部)		
現 金	2,254	2,043
預 け 金	31,894	32,249
買 入 金 銭 債 権	11	1
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	68,992	70,251
国 債	4,997	4,233
地 方 債	5,244	5,492
短 期 社 債	—	—
社 債	24,338	23,767
株 式	1,180	1,858
そ の 他 の 証 券	33,231	34,899
貸 出 金	93,128	89,983
割 引 手 形	22	8
手 形 貸 付	5,907	5,078
証 書 貸 付	84,657	82,119
当 座 貸 越	2,541	2,776
そ の 他 資 産	1,222	1,363
未 決 済 為 替 貸	19	42
信 金 中 金 出 資 金	829	929
前 払 費 用	—	—
未 収 収 益	296	314
未 収 還 付 法 人 税 等	54	55
そ の 他 の 資 産	22	22
有 形 固 定 資 産	1,195	1,197
建 物	229	207
土 地	816	789
リ ー ス 資 産	36	27
建 設 仮 勘 定	—	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	112	172
無 形 固 定 資 産	74	78
ソ フ ト ウ ェ ア	11	16
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	62	62
前 払 年 金 費 用	42	182
繰 延 税 金 資 産	135	73
債 務 保 証 見 返	22	15
貸 倒 引 当 金	△ 1,304	△ 1,478
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,068)	(△ 1,325)
資 産 の 部 合 計	197,668	195,962

(単位：百万円)

科 目	2023 年 3 月末	2024 年 3 月末
(負 債 の 部)		
預 金 積 金	189,889	187,285
当 座 預 金	928	1,094
普 通 預 金	94,512	98,245
貯 蓄 預 金	1,220	1,200
通 知 預 金	416	239
定 期 預 金	86,127	81,042
定 期 積 金	5,930	5,071
そ の 他 の 預 金	753	392
借 用 金	—	—
そ の 他 負 債	257	551
未 決 済 為 替 借	29	48
未 払 費 用	3	4
給 付 補 填 備 金	0	0
未 払 法 人 税 等	—	—
前 受 収 益	67	42
払 戻 未 済 金	2	4
払 戻 未 済 持 分	—	—
職 員 預 り 金	60	64
リ ー ス 債 務	36	27
資 産 除 去 債 務	16	16
そ の 他 の 負 債	41	343
賞 与 引 当 金	32	32
退 職 給 付 引 当 金	—	—
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	92	103
睡眠預金払戻損失引当金	25	10
偶 発 損 失 引 当 金	56	90
繰 延 税 金 負 債	—	—
債 務 保 証	22	15
負 債 の 部 合 計	190,376	188,089
(純 資 産 の 部)		
出 資 金	516	513
普 通 出 資 金	516	513
優 先 出 資 金	—	—
利 益 剰 余 金	8,183	7,603
利 益 準 備 金	523	523
そ の 他 利 益 剰 余 金	7,659	7,079
特 別 積 立 金	4,466	4,466
(うちとねしんふるさと基金)	(16)	(16)
当 期 未 処 分 剰 余 金	3,193	2,613
処 分 未 済 持 分	—	—
会 員 勘 定 合 計	8,699	8,116
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 1,407	△ 243
評 価 ・ 換 算 差 額 金 等 合 計	△ 1,407	△ 243
純 資 産 の 部 合 計	7,292	7,873
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	197,668	195,962

(注) 貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物：3年～47年
その他：3年～20年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、審査部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部（資産監査部署）が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,501百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の数値債務をもって退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）
年金資産の額 1,680,937百万円
年金財政計算上の数値債務の額
と最低責任準備金の額との合計額 1,770,192百万円
差引額 △89,255百万円
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和5年3月分）0.1995%
- ③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円及び別途積立金58,714百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金34百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の

役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものがあります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

貸倒引当金 1,478百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額は33百万円であります。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。
- 有形固定資産の減価償却累計額3,178百万円
- 信用金庫法及び金融機能再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,675百万円
危険債権額	4,378百万円
三月以上延滞債権額	0百万円
貸出条件緩和債権額	78百万円
合計額	6,133百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
20. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8百万円であります。

- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
預け金	3百万円
有価証券	102百万円
担保資産に対応する債務	
預金	41百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金2,025百万円を差し入れております。

- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は95百万円であります。

- 出資1口当たりの純資産額7,665円11銭

- 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資事務取扱規程等及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、

与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、リスク管理委員会において市場リスク（金利リスク・為替リスク・価格変動リスク）を管理しております。

市場リスク管理規程及び方針において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定された方針に基づき、必要に応じ理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはコンプライアンス統括部兼リスク管理統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「預金積金」、「貸出金」、「預け金」、「有価証券」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、令和6年3月31日現在で当金庫の市場リスク量は、全体で3,388百万円であります。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価格が異なることもあります。

なお、一部の金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

25. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金（※1）	32,249	32,040	△ 208
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	3,773	4,115	341
その他有価証券（※3）	66,452	66,452	—
(3) 貸出金（※1）	89,983	—	—
貸倒引当金（※2）	△ 1,478	—	—
	88,505	88,993	488
金融資産 計	190,981	191,602	621
(1) 預金積金（※1）	187,285	187,169	△ 116
金融負債 計	187,285	187,169	△ 116

（※1）預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（※2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※3）その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価格を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、取引金融機関から提示された価格、または市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。目金庫保証付私募債は、市場金利を割引率とした割引現在価値から貸倒見積額を控除し、時価としております。

また、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、26. から27. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権等については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（※）	25
信金中金出資金（※）	929
合 計	954

（※）非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額は次のとおりであります（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金（※1）	22,249	4,600	2,500	2,900
有価証券				
満期保有目的の債券	498	1,394	570	1,309
その他有価証券のうち満期があるもの	3,507	14,638	17,376	19,986
貸出金（※2）	16,220	30,566	23,343	16,047
合 計	42,475	51,199	43,790	40,243

（※1）預け金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

（※2）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注4）その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（※）	177,865	9,183	9	224

（※）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
満期保有目的の債券 (単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	1,488	1,566	77
	その他	2,284	2,548	264
	小 計	3,773	4,115	341
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
合 計		3,773	4,115	341

その他有価証券 (単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,693	921	772
	債券	9,513	9,440	72
	国債	1,107	1,100	6
	地方債	2,955	2,937	17
	短期社債	—	—	—
	社債	5,451	5,402	48
	その他	16,142	15,276	866
	小 計	27,349	25,638	1,711
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	139	151	△ 11
	債券	22,491	23,321	△ 829
	国債	3,126	3,458	△ 331
	地方債	2,537	2,581	△ 44
	短期社債	—	—	—
	社債	16,827	17,281	△ 454
	その他	16,472	17,585	△ 1,113
	小 計	39,103	41,058	△ 1,954
合 計		66,452	66,696	△ 243

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	123	1	0
債券	3,190	10	11
国債	192	1	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	2,998	9	11
その他	184	9	9
合 計	3,498	20	20

28. 運用目的・満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

29. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当事項はありません。

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、12,777百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが、3,396百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,371 百万円
繰越欠損金	809
有価証券償却	67
固定資産の減損損失	85
減価償却費損金算入限度超過額	30
役員退職慰労引当金	28
睡眠預金払戻損失引当金	6
偶発損失引当金	25
その他	22
繰延税金資産小計	2,447

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△809
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,514
評価性引当額小計	△2,323
繰延税金資産合計	124
繰延税金負債	
その他	50
繰延税金負債合計	50
繰延税金資産（負債）の純額	73 百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度（令和6年3月31日） (単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*)	—	—	—	—	—	809	809
評価性引当額	—	—	—	—	—	△ 809	△ 809
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(*) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

●役職員の報酬体系の開示

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎月引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、常勤役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支給方法

(2) 2023年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)	
区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	106

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」95百万円、「退職慰労金」10百万円となっております。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号) 第2条第1項第3号・4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2023年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、2023年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2023年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

以 上

●損益計算書

(単位：千円)

科 目	2022 年度	2023 年度
経 常 収 益	2,837,982	2,857,522
資 金 運 用 収 益	2,376,527	2,522,112
貸 出 金 利 息	1,282,218	1,291,050
預 け 金 利 息	39,615	91,696
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,033,176	1,117,568
そ の 他 の 受 入 利 息	21,516	21,796
役 務 取 引 等 収 益	195,558	210,959
受 入 為 替 手 数 料	84,688	83,103
そ の 他 の 役 務 収 益	110,870	127,856
そ の 他 業 務 収 益	54,951	47,948
外 国 為 替 売 買 益	468	818
国 債 等 債 券 売 却 益	45,654	15,887
国 債 等 債 券 償 還 益	—	13,985
そ の 他 の 業 務 収 益	8,829	17,256
そ の 他 経 常 収 益	210,945	76,502
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	—
償 却 債 権 取 立 益	53,922	59,816
株 式 等 売 却 益	119,317	4,735
そ の 他 の 経 常 収 益	37,704	11,950
経 常 費 用	2,736,625	3,334,679
資 金 調 達 費 用	6,143	7,440
預 金 利 息	5,560	6,956
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	228	173
借 用 金 利 息	—	—
そ の 他 の 支 払 利 息	354	310
役 務 取 引 等 費 用	126,387	127,489
支 払 為 替 手 数 料	20,495	20,486
そ の 他 の 役 務 費 用	105,892	107,002
そ の 他 業 務 費 用	79,233	128,562
外 国 為 替 売 買 損	—	—
国 債 等 債 券 売 却 損	600	20,057
国 債 等 債 券 償 還 損	78,116	107,903
国 債 等 債 券 償 却	—	—
そ の 他 の 業 務 費 用	517	600
経 常 費	1,950,575	1,743,742
人 件 費	1,447,507	1,211,740
物 件 費	487,295	518,900
税 金	15,772	13,102
そ の 他 経 常 費 用	574,284	1,327,444
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	236,752	501,492
貸 出 金 償 却	129,037	677,112
株 式 等 売 却 損	5,027	598
株 式 等 償 却	191	—
そ の 他 資 産 償 却	1,140	1,627
そ の 他 の 経 常 費 用	202,135	146,614
経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)	101,357	△ 477,156

(単位：千円)

科 目	2022 年度	2023 年度
特 別 利 益	731	—
固 定 資 産 処 分 益	731	—
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	3,107	21,988
固 定 資 産 処 分 損	2,807	189
減 損 損 失	—	20,798
そ の 他 の 特 別 損 失	300	1,000
税 引 前 当 期 純 利 益 (又 は 税 引 前 当 期 純 損 失)	98,981	△ 499,145
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,810	2,986
法 人 税 等 調 整 額	△ 24,391	62,209
法 人 税 等 合 計	△ 22,581	65,195
当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失)	121,562	△ 564,340
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	3,071,218	3,176,429
と ね し ん ふ る さ と 基 金 積 立 金 取 崩 額	300	1,000
当 期 未 処 分 剰 余 金	3,193,081	2,613,088

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資 1 口当たり当期純損失金額 547 円 69 銭
3. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。
資産のグルーピングについては、営業用店舗（事業用不動産）は営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店を、遊休資産（所有資産不動産）は各資産を最小単位としております。本部等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっていること及び時価の下落等により、以下の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「減損損失」として特別損失に計上しております。
なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額としております。正味売却価額は、固定資産税評価額を基に算定しております。
- | 地域 | 主な用途 | 種類 | 減損損失 |
|-----|-----------|--------|-----------|
| 茨城県 | 営業店舗（1店舗） | 土地・建物等 | 18,085 千円 |
| 茨城県 | 遊休資産（1箇所） | 土地 | 2,713 千円 |
| 合計 | | | 20,798 千円 |
4. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

●剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	2022 年度	2023 年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	3,193,081,432	2,613,088,661
積 立 金 取 崩 額	—	—
特 別 積 立 金 取 崩 額	—	—
計	3,193,081,432	2,613,088,661
剰 余 金 処 分 額	16,651,871	15,375,985
利 益 準 備 金	—	—
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	15,451,871	15,375,985
(配 当 率)	(年 3%)	(年 3%)
特 別 積 立 金	1,200,000	—
う ち 目 的 積 立 金 (と ね し ん ふ る さ と 基 金)	(1,200,000)	(一)
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	3,176,429,561	2,597,712,676

2023 年 6 月 23 日開催の第 72 回通常総代会及び、2024 年 6 月 27 日開催の第 73 回通常総代会で報告を行った 2022 年度及び 2023 年度の貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第 38 条の 2 第 3 項の規定に基づき、柄澤公認会計士事務所 公認会計士 柄澤徹氏並びに兒島公認会計士事務所 公認会計士 兒島宏和氏の監査を受けております。

2023 年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2024 年 6 月 28 日

利根郡信用金庫

理事長

坂井 隆

●主要な事業の状況（直近の5事業年度）

（単位：百万円、千口）

科 目	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
経 常 収 益	2,782	3,017	2,802	2,837	2,857
経 常 利 益（又は経常損失（△））	212	△ 324	393	101	△ 477
当期純利益（又は当期純損失（△））	141	△ 612	304	121	△ 564
出 資 総 額	520	519	516	516	513
出 資 総 口 数	1,040	1,039	1,033	1,032	1,027
純 資 産 額	7,892	9,134	8,901	7,292	7,873
総 資 産 額	183,140	195,275	196,849	197,668	195,962
預 金 積 金 残 高	174,432	185,167	187,319	189,889	187,285
貸 出 金 残 高	91,070	93,301	91,830	93,128	89,983
有 価 証 券 残 高	65,309	70,188	65,655	68,992	70,251
単 体 自 己 資 本 比 率	10.69%	9.72%	9.78%	9.54%	8.93%
出資に対する配当金（出資1口当たり）	14円	14円	14円	14円	14円
役 員 数	11人	11人	11人	11人	11人
う ち 常 勤 役 員 数	6人	7人	7人	7人	7人
職 員 数	177人	182人	184人	180人	178人
会 員 数	16,718人	16,640人	16,487人	16,257人	16,063人

●業務粗利益

（単位：千円）

科 目	2022 年度	2023 年度
資 金 運 用 収 支	2,370,383	2,514,672
資 金 運 用 収 益	2,376,527	2,522,112
資 金 調 達 費 用	6,143	7,440
役 務 取 引 等 収 支	69,170	83,470
役 務 取 引 等 収 益	195,558	210,959
役 務 取 引 等 費 用	126,387	127,487
そ の 他 業 務 収 支	△ 24,281	△ 80,613
そ の 他 業 務 収 益	54,951	47,948
そ の 他 業 務 費 用	79,233	128,562
業 務 粗 利 益	2,415,272	2,517,528
業 務 粗 利 益 率	1.21%	1.28%

◆業務粗利益率 = 業務粗利益 ÷ 資金運用勘定平均残高 × 100

◆国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

●業務純益

（単位：千円）

科 目	2022 年度	2023 年度
業 務 純 益	475,238	868,828
実 質 業 務 純 益	482,251	784,615
コ ア 業 務 純 益	515,313	882,703
コ ア 業 務 純 益 （投資信託解約損益を除く。）	513,356	863,283

◆業務純益＝業務収益－（業務費用・金銭の信託運用見合費用）

業務費用には、例えば人件費のうちの役員費と等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。

◆実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

◆コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債権償却を通算した損益です。

●資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

（単位：千円、％）

	2022 年度			2023 年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利 回
資 金 運 用 勘 定	198,101,666	2,376,527	1.19	196,054,617	2,522,112	1.28
貸 出 金	92,191,836	1,282,218	1.39	92,640,249	1,291,050	1.39
預 け 金	35,683,153	39,615	0.11	31,063,771	91,696	0.29
有 価 証 券	68,977,155	1,033,176	1.49	70,883,890	1,117,568	1.57
資 金 調 達 勘 定	191,658,282	6,143	0.00	189,932,711	7,440	0.00
預 金 積 金	191,584,639	5,788	0.00	189,838,680	7,129	0.00
借 入 金	—	—	—	—	—	—
資 金 運 用 収 支	2,370,383			2,514,672		

◆資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（2022年度69百万円、2023年度69百万円）を控除して表示しております。

●受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

	2022 年度			2023 年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	26,306	△ 64,710	△ 38,404	33,040	112,265	145,305
う ち 貸 出 金	△ 3,396	△ 12,405	△ 15,802	8,831	0	8,831
う ち 預 け 金	330	25,058	25,389	△ 4,474	56,555	52,081
う ち 有 価 証 券	29,372	△ 77,364	△ 47,991	28,682	55,709	84,392
支 払 利 息	88	△ 1,004	△ 916	△ 52	1,393	1,341
う ち 預 金 積 金	88	△ 1,004	△ 916	△ 52	1,393	1,341
う ち 借 用 金	—	—	—	—	—	—

- ◆ 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
◆ 残高による増減の内、預け金については無利息預け金の平均残高（2022 年度 69 百万円、2023 年度 69 百万円）を控除して算出しております。
◆ 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

●役務取引等収支の内訳

(単位：千円)

	2022 年度	2023 年度
役 務 取 引 等 収 益	195,558	210,959
受 入 為 替 手 数 料	84,688	83,103
そ の 他 の 受 入 手 数 料	110,870	127,856
役 務 取 引 等 費 用	126,387	127,489
支 払 為 替 手 数 料	20,495	20,486
そ の 他 の 支 払 手 数 料	2,802	2,742
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	103,089	104,260
役 務 取 引 等 収 支	69,170	83,470

●その他業務収支の内訳

(単位：千円)

	2022 年度	2023 年度
そ の 他 業 務 収 益	54,951	47,948
外 国 為 替 売 買 益	468	818
国 債 等 債 券 売 却 益	45,654	15,887
国 債 等 債 券 償 還 益	—	13,985
そ の 他 の 業 務 収 益	8,829	17,256
そ の 他 業 務 費 用	79,233	128,562
外 国 為 替 売 買 損	—	—
国 債 等 債 券 売 却 損	600	20,057
国 債 等 債 券 償 還 損	78,116	107,903
国 債 等 債 券 償 却	—	—
そ の 他 の 業 務 費 用	517	600
そ の 他 業 務 収 支	△ 24,281	△ 80,613

●経費の内訳

(単位：千円)

	2022 年度	2023 年度
人 件 費	1,447,507	1,211,740
報 酬 給 料 手 当	1,099,292	1,036,645
退 職 給 付 費 用	166,927	5,374
そ の 他	181,287	169,720
物 件 費	487,295	518,900
事 務 費	216,366	232,189
固 定 資 産 費	107,465	107,367
事 業 費	44,919	44,056
人 事 厚 生 費	17,317	22,401
固 定 資 産 償 却	74,119	85,409
そ の 他	27,107	27,476
税 金	15,772	13,102
合 計	1,950,575	1,743,742

●諸比率

(単位：%)

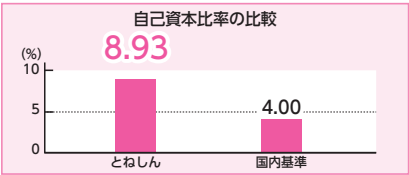
	2022 年度	2023 年度
預 貸 率 (期 末)	49.04	48.04
// (期 中 平 均)	48.12	48.79
預 証 率 (期 末)	36.33	37.51
// (期 中 平 均)	36.00	37.33
資 金 運 用 利 回	1.19	1.28
資 金 調 達 原 価 率	1.01	0.91
総 資 金 利 鞘	0.18	0.37
総 資 産 経 常 利 益 率	0.05	△ 0.23
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.06	△ 0.28

- ◆ 総資産経常（当期純）利益率 = $\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

自己資本の状況

自己資本比率は、金融機関の財務体質を示す非常に重要な指標の一つで、自己資本比率が高いほど安全性が高いこととなります。1998 年 4 月から導入された早期是正措置では、国内業務のみを取り扱う金融機関は、自己資本比率が 4% を下回ると、金融当局による行政措置が発動されることとなります。

当金庫の自己資本比率は 8.93%（前年度 9.54%）と国内基準 4% の 2 倍強の高い安全性を確保しています。



とねしんの自己資本比率は

$$\frac{\text{自己資本の額 (Ⅰ)}}{\text{リスク・アセット等の額の合計額 (Ⅱ)}} = 8.93\%$$

(2024 年 3 月末現在)

(単位：百万円)

項 目	2022 年度	2023 年度
コア資本に係る基礎項目 (Ⅰ)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	8,683	8,101
うち、出資金及び資本剰余金の額	516	513
うち、利益剰余金の額	8,183	7,603
うち、外部流出予定額 (△)	15	15
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	236	152
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	236	152
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第 3 条第 7 項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45% に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (Ⅰ)	8,920	8,253
コア資本に係る調整項目 (Ⅱ)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	74	78
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	74	78
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	346	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	42	182
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る 10% 基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る 15% 基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (Ⅱ)	464	261
自己資本		
自己資本の額 ((Ⅰ) - (Ⅱ)) (Ⅲ)	8,456	7,992
リスク・アセット等 (Ⅲ)		
信用リスク・アセットの額の合計額	83,855	84,681
資産（オン・バランス）項目	83,750	84,459
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,170	—
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第 12 条第 5 項又は第 6 項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	△ 1,170	△ 450
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	105	221
CVA リスク相当額を 8% で除して得た額	—	—
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	0	0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額	4,721	4,751
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (Ⅳ)	88,577	89,432
自己資本比率		
自己資本比率 ((Ⅲ) / (Ⅳ))	9.54 %	8.93 %

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 21 号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準金庫であります。

自己資本の充実の状況について

バーゼルⅢ 第3の柱における「自己資本の充実の状況について」〈定性的な開示事項〉

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主にコア資本に係る基礎項目で構成されています。自己資本の額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、地域のお客さまからお預りしている出資金が該当します。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っているとして評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理方針」「信用リスク管理規程」を制定し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、厳格な自己査定を実施しております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会と協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正に計上しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポートの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・株式会社 格付投資情報センター (R & I)
- ・株式会社 日本格付研究所 (J C R)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ・S & Pグローバル・レーティング (S & P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規程」及び「不動産担保事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減策の一つとして、金庫が定める「融資事務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として一般社団法人しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポートの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払い不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫における派生商品取引に該当するものは、投資信託の内訳の一部のみであり、含まれるリスクの影響は限定的であります。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポートに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫においては、有価証券投資の一環として購入したものがすべてであります。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてリスク管理委員会に諮り、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、当金庫が定める「余資運用基準」に基づき、投資枠内での取引に限定するとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

(2) 証券化エクスポートについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・株式会社 格付投資情報センター (R & I)
- ・株式会社 日本格付研究所 (J C R)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ・S & Pグローバル・レーティング (S & P)

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポート又は株式等エクスポートに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポートにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてリスク管理委員会に諮り、投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、「余資運用基準」の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛け、同基準に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における金利感応資産・負債を対象として、金利変動による経済価値変化の指標である $\Delta E V E$ 及び期間損益変化の指標である $\Delta N I I$ を複数の金利ストレスシナリオにて計測し、リスク管理委員会と協議検討するとともに、必要に応じて理事会へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 並びに金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- (a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- (b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- (c) 流動性預金への満期の割当て方法 (コア預金モデル等) 及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- (d) 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- (e) 複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨毎に算出した $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ が正となる通貨のみを単純合算しております。
- (f) スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
- (g) 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ と $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- (h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ については、金利の上方パラレルシフトが最大値となっております。

B. 金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ 及び $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
統合的リスク管理において、VaRで計測されるリスク量が許容リスク枠の範囲内に収まっているかどうかモニタリングしております。その他、B P V等の金利リスク管理指標、過去の事例やシナリオに基づく金利変動による影響等も計測し、リスク管理委員会と検証しております。

バーゼルⅢ 第3の柱における「自己資本の充実の状況について」〈定量的な開示事項〉

(1) 自己資本の構成に関する事項 37 ページ参照
(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	2022 年度		2023 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	83,855	3,354	84,681	3,387
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	84,017	3,360	84,155	3,366
(i) ソブリン向け	455	18	586	23
(ii) 金融機関向け	10,701	428	8,298	331
(iii) 法人等向け	43,580	1,743	42,676	1,707
(iv) 中小企業等・個人向け	4,162	166	8,689	347
(v) 抵当権付住宅ローン	2,291	91	2,042	81
(vi) 不動産取得等事業向け	5,852	234	6,115	244
(vii) 三月以上延滞等	663	26	426	17
(viii) 取立未済手形	3	0	8	0
(ix) 信用保証協会等による保証付	1,430	57	777	31
(x) 出資等	5,808	232	6,415	256
(xi) 上記以外	9,067	362	8,117	324
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	3,207	128	2,002	80
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,061	42	1,381	55
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	369	14	310	12
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に係る 5 % 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	2	0	0	0
上記以外のエクスポージャー	4,425	177	4,422	176
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③-1 複数の資産を裏付けとする資産 (所謂ファンドのうち、個々の資産の把握が困難な資産)	—	—	—	—
③-2 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	903	36	754	30
ルック・スルー方式	903	36	754	30
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,170	△ 46	△ 450	△ 18
⑤オフ・バランス取引等	105	4	221	8
⑥ CVA リスク相当額を 8 % で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク	4,721	188	4,751	190
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	88,577	3,543	89,432	3,577

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4 %
2. 「エクスポージャー」とは、資産 (派生商品取引によるものを除く) 並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央政府、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方公営企業等金融機構、外国の中央政府以外の公共部門 (当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが 150 % になったエクスポージャーのことです。
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

＜オペレーショナル・リスク (基礎的手法) の算定方法＞
粗利益 (直近 3 年間のうち正の値の合計額) × 15 %
直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷ 8 %

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4 %

(3) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

＜業種別及び残存期間別＞

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						デリバティブ取引		三月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券					
		2022 年度	2023 年度	2022 年度	2023 年度	2022 年度	2023 年度	2022 年度	2023 年度	2022 年度	2023 年度
国	内	171,318	168,407	136,208	134,156	35,109	34,251	—	—	1,227	808
国	外	25,166	26,272	—	—	25,166	26,272	—	—	—	—
地 域 別 合 計		196,485	194,679	136,208	134,156	60,276	60,523	—	—	1,227	808
製 造 業		11,317	11,378	6,031	5,892	5,286	5,486	—	—	—	—
農 ・ 林 業		940	1,061	940	1,061	—	—	—	—	—	—
漁 業		2	0	2	0	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		209	201	209	201	—	—	—	—	—	—
建 設 業		5,810	5,148	5,510	5,048	300	100	—	—	94	35
電気・ガス・熱供給・水道業		10,340	8,917	3,545	3,422	6,794	5,494	—	—	—	—
情 報 通 信 業		2,216	2,367	516	567	1,700	1,800	—	—	0	—
運 輸 業 、 郵 便 業		1,795	1,812	1,064	1,046	730	765	—	—	—	—
卸 売 業 、 小 売 業		9,246	9,583	8,143	8,231	1,102	1,351	—	—	169	77
金 融 ・ 保 険 業		70,630	68,795	45,470	44,091	25,159	24,703	—	—	—	—
不 動 産 業		14,492	16,355	13,370	14,100	1,121	2,254	—	—	—	94
物 品 賃 貸 業		5	4	5	4	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		76	80	76	80	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業		4,947	4,129	4,947	4,129	—	—	—	—	328	142
飲 食 業		938	942	938	942	—	—	—	—	40	30
生活関連サービス業、娯楽業		2,201	2,128	2,201	2,128	—	—	—	—	205	150
教育、学習支援業		187	163	187	163	—	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉		2,975	2,753	2,875	2,653	100	100	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス		4,316	4,111	3,822	3,715	493	396	—	—	302	227
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等		24,051	25,914	13,566	14,846	10,485	11,068	—	—	—	—
個 人		18,415	17,444	18,415	17,444	—	—	—	—	86	50
そ の 他		11,363	11,383	4,362	4,382	7,001	7,000	—	—	—	—
業 種 別 合 計		196,485	194,679	136,208	134,156	60,276	60,523	—	—	1,227	808
1 年 以 下		35,964	23,500	32,219	19,499	3,744	4,000	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		19,343	15,944	10,065	8,887	9,278	7,057	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		18,425	21,982	10,640	13,052	7,785	8,929	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		17,738	21,894	12,400	15,985	5,338	5,908	—	—		
7 年 超 1 0 年 以 下		27,883	24,706	17,379	12,326	10,503	12,379	—	—		
10 年 超		58,939	59,326	35,313	37,079	23,626	22,246	—	—		
期間の定めのないもの		18,191	27,325	18,191	27,325	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		196,485	194,679	136,208	134,156	60,276	60,523	—	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
 具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。
4. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 42 ページ参照

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		期中増減額		期末残高			
	2022 年度	2023 年度	2022 年度	2023 年度	2022 年度	2023 年度	2022 年度	2023 年度
製 造 業	35	154	119	△ 106	154	48	—	406
農 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業、採 石 業、砂 利 採 取 業	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	111	163	52	137	163	300	2	24
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	533	67	△ 465	53	67	121	114	64
金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	250	144	△ 105	84	144	228	—	0
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—
学 術 研 究、専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	222	233	10	74	233	307	0	244
飲 食 業	53	54	1	10	54	65	1	14
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	29	33	3	△ 8	33	24	—	0
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉 社	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	143	189	45	16	189	205	7	115
国 ・ 地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	25	26	0	△ 3	26	23	2	99
合 計	1,406	1,068	△ 338	257	1,068	1,325	129	969

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2022 年度		2023 年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0 %	89	28,562	90	41,135
1 0 %	—	18,069	—	11,551
2 0 %	8,492	48,893	8,885	35,824
3 5 %	—	6,595	—	5,869
4 0 %	—	1,900	—	2,100
5 0 %	19,960	5,255	19,732	4,801
7 0 %	—	4,900	—	4,999
7 5 %	—	3,354	—	8,893
1 0 0 %	4,500	44,534	4,200	44,981
1 2 0 %	—	500	—	500
1 5 0 %	—	125	200	52
2 0 0 %	—	—	—	—
2 5 0 %	—	751	—	862
1, 2 5 0 %	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
小 計	33,042	163,442	33,109	161,570
合 計	196,485		194,679	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減方法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	2022 年度	2023 年度	2022 年度	2023 年度	2022 年度	2023 年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	7,902	8,113	7,034	7,563	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	2022 年度	2023 年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
クロス再構築コストの額	19	3

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2022 年度	2023 年度	2022 年度	2023 年度
①派生商品取引合計	186	147	186	147
(i) 外国為替関連取引	98	88	98	88
(ii) 金利関連取引	54	16	54	16
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	31	29	31	29
(v) 貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	0	0	0	0
(vii) クレジット・デリバティブ	1	12	1	12
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	186	147	186	147

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合 該当ありません。

ロ. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く) 該当ありません。

b. 再証券化エクスポージャー 該当ありません。

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く) 該当ありません。

b. 再証券化エクスポージャー 該当ありません。

③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ありません。④ 証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	2022 年度		2023 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,303	1,303	1,974	1,974
非 上 場 株 式 等	851	—	956	—
合 計	2,155	1,303	2,930	1,974

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2022 年度	2023 年度
売 却 益	75	1
売 却 損	4	0
償 却	0	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2022 年度	2023 年度
評 価 損 益	127	799

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2022 年度	2023 年度
評 価 損 益	—	—

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2022 年度	2023 年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	903	754
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ N I I	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	5,063	5,209	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	0	21
3	スティープ化	4,387	4,422		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	5,063	5,209	0	21
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		7,992		8,456	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。



管理債権等の状況

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a - c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2022 年度	1,275	1,275	1,047	227	100.00	100.00
	2023 年度	1,675	1,675	1,441	233	100.00	100.00
危 険 債 権	2022 年度	5,771	3,315	2,474	840	57.44	25.49
	2023 年度	4,378	3,020	1,928	1,092	68.98	44.57
要 管 理 債 権	2022 年度	91	72	63	8	79.11	30.49
	2023 年度	79	59	52	7	75.19	26.97
三 月 以 上 延 滞 債 権	2022 年度	10	10	9	0	100.00	100.00
	2023 年度	0	0	0	0	100.00	100.00
貸 出 条 件 緩 和 債 権	2022 年度	81	61	53	7	75.36	27.10
	2023 年度	78	58	51	7	74.91	26.75
小 計 (A)	2022 年度	7,138	4,663	3,586	1,076	65.32	30.31
	2023 年度	6,133	4,755	3,422	1,333	77.53	49.17
正 常 債 権 (B)	2022 年度	86,074	※比率は円単位で計算しています。				
	2023 年度	84,039					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	2022 年度	93,212					
	2023 年度	90,172					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権 (B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c) は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d) には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	2022 年度					2023 年度				
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	そ の 他				目的使用	そ の 他	
一 般 貸 倒 金	229	236	—	229	236	236	152	—	236	152
個 別 貸 倒 金	1,406	1,068	568	838	1,068	1,068	1,325	328	740	1,325
合 計	1,636	1,304	568	1,068	1,304	1,304	1,478	328	976	1,478

貸出金償却の額

(単位:千円)

項 目	2022 年度	2023 年度
貸 出 金 額	129,037	677,112

預金業務

●預金科目別残高

(単位：百万円、%)

科 目	2022 年度		2023 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当 座 預 金	928	0.4	1,094	0.5
普 通 預 金	94,512	49.7	98,245	52.4
貯 蓄 預 金	1,220	0.6	1,200	0.6
通 知 預 金	416	0.2	239	0.1
そ の 他 の 預 金	753	0.3	392	0.2
定 期 預 金	86,127	45.3	81,042	43.2
(固 定 金 利 定 期 預 金)	(86,040)	(45.3)	(80,961)	(43.2)
(変 動 金 利 定 期 預 金)	(86)	(0.0)	(80)	(0.0)
(そ の 他 定 期 預 金)	—	—	—	—
定 期 積 金	5,930	3.1	5,071	2.7
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
合 計	189,889	100.0	187,285	100.0

●流動性預金、定期性預金等の平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	2022 年度		2023 年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
流 動 性 預 金	97,023	50.6	99,497	52.4
定 期 性 預 金	94,206	49.1	89,952	47.3
そ の 他 の 預 金	354	0.1	387	0.2
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
合 計	191,584	100.0	189,838	100.0

◆流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金 ◆定期性預金＝定期預金＋定期積金

◆その他の預金＝別段預金＋納税準備預金

◆国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

●預金者別・会員会員外別残高

(単位：百万円、%)

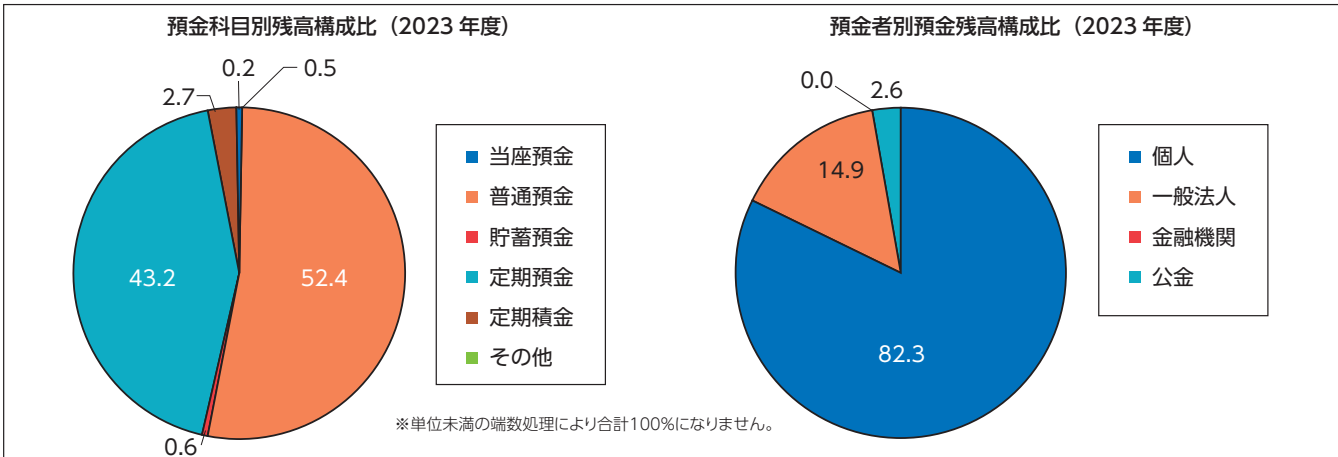
科 目	2022 年度		2023 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
個 人	156,718	82.5	154,302	82.3
一 般 法 人	27,716	14.5	27,935	14.9
金 融 機 関	0	0.0	0	0.0
公 金	5,453	2.8	5,046	2.6
合 計	189,889	100.0	187,285	100.0
(会 員)	(68,250)	(35.9)	(67,338)	(35.9)
(会 員 外)	(121,639)	(64.0)	(119,946)	(64.0)

●財形貯蓄残高

(単位：百万円、%)

科 目	2022 年度		2023 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
財 形 貯 蓄 預 金	488	0.2	428	0.2

※構成比は、総預金残高に対する割合を表示してあります。



融資業務

●貸出金科目別残高

(単位：百万円、%)

科 目	2022 年度		2023 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
割 引 手 形	22	0.0	8	0.0
手 形 貸 付	5,907	6.3	5,078	5.6
証 書 貸 付	84,657	90.9	82,119	91.2
当 座 貸 越	2,541	2.7	2,776	3.0
合 計	93,128	100.0	89,983	100.0
(う ち 変 動 金 利)	(34,751)	(37.3)	(35,975)	(39.9)
(う ち 固 定 金 利)	(58,376)	(62.6)	(54,008)	(60.0)

●貸出金科目別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	2022 年度		2023 年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
割 引 手 形	29	0.0	28	0.0
手 形 貸 付	5,697	6.1	5,491	5.9
証 書 貸 付	84,178	91.3	84,501	91.2
当 座 貸 越	2,286	2.4	2,619	2.8
合 計	92,191	100.0	92,640	100.0

◆ 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

●貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%)

業 種 区 分	2022 年度			2023 年度		
	先 数	残 高	構成比	先 数	残 高	構成比
製 造 業	102	5,434	5.8	100	5,209	5.7
農 業、林 業	42	866	0.9	48	974	1.0
漁 業	1	2	0.0	1	0	0.0
鉱 業、採 石 業、砂 利 採 取 業	4	209	0.2	4	201	0.2
建 設 業	194	5,218	5.6	201	4,757	5.2
電 気、ガ ス、熱 供 給、水 道 業	22	3,537	3.7	23	3,414	3.7
情 報 通 信 業	2	477	0.5	3	528	0.5
運 輸 業、郵 便 業	22	1,056	1.1	23	1,039	1.1
卸 売 業、小 売 業	193	7,906	8.4	199	7,993	8.8
金 融 業、保 険 業	12	12,264	13.1	10	10,493	11.6
不 動 産 業	76	8,472	9.0	81	8,592	9.5
物 品 賃 貸 業	1	5	0.0	1	4	0.0
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	6	76	0.0	6	77	0.0
宿 泊 業	99	4,875	5.2	90	4,055	4.5
飲 食 業	73	900	0.9	78	900	1.0
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	33	2,158	2.3	37	2,050	2.2
教 育、学 習 支 援 業	5	187	0.2	6	163	0.1
医 療、福 祉	27	2,767	2.9	25	2,554	2.8
そ の 他 の サ ー ビ ス	137	3,655	3.9	147	3,501	3.8
小 計	1,051	60,075	64.5	1,083	56,514	62.8
地 方 公 共 団 体	12	13,553	14.5	12	14,822	16.4
個 人 (住 宅、消 費、納 税 資 金 等)	4,103	19,499	20.9	3,980	18,646	20.7
合 計	5,166	93,128	100.0	5,075	89,983	100.0

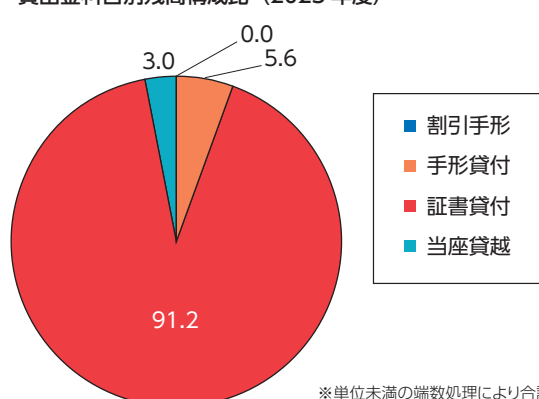
※ 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●会員会員外貸出金残高

(単位：百万円、%)

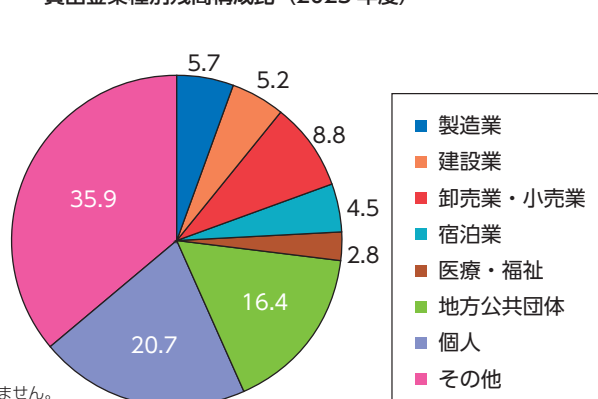
科 目	2022 年度		2023 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
会 員	64,293	69.0	61,807	68.6
会 員 外	28,834	30.9	28,176	31.3
合 計	93,128	100.0	89,983	100.0

貸出金科目別残高構成比 (2023 年度)



※単位未満の端数処理により合計100%になりません。

貸出金業種別残高構成比 (2023 年度)



●貸出金使途別内訳

(単位：百万円、%)

	2022 年度		2023 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
設 備 資 金	38,739	41.5	37,303	41.4
運 転 資 金	54,388	58.4	52,680	58.5
合 計	93,128	100.0	89,983	100.0

●消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

	2022 年度		2023 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
消 費 者 ロ ー ン	3,089	3.3	3,165	3.5
住 宅 ロ ー ン	12,825	13.7	12,465	13.8

※ 構成比は、総貸出金残高に対する割合を表示してあります。

※ 住宅ローンは、個人住宅関連の長期資金総額から住宅関連の消費者ローンを除いた金額を表示してあります。

●貸出金担保別内訳

(単位：百万円、%)

	2022 年度		2023 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当 金 庫 預 金 積 金	1,245	1.3	1,090	1.2
有 価 証 券	—	—	4	0.0
動 産	1,118	1.2	1,013	1.1
不 動 産	16,165	17.3	15,898	17.6
そ の 他	—	—	—	—
計	18,530	19.8	18,006	20.0
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	19,177	20.5	18,927	21.0
保 証	14,528	15.6	12,878	14.3
信 用	40,891	43.9	40,170	44.6
合 計	93,128	100.0	89,983	100.0

●代理貸付残高の内訳

(単位：百万円、%)

	2022 年度		2023 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
信 金 中 央 金 庫	—	—	—	—
日 本 政 策 金 融 公 庫 (中 小 企 業 金 融)	—	—	—	—
日 本 政 策 金 融 公 庫 (国 民 生 活 金 融)	5	1.1	6	1.6
日 本 政 策 金 融 公 庫 (農 林 漁 業 金 融)	48	10.9	28	7.6
住 宅 金 融 支 援 機 構	377	86.0	323	88.4
そ の 他	7	1.5	6	1.6
合 計	438	100.0	365	100.0

●債務保証残高の内訳

(単位：百万円、%)

	2022 年度		2023 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
信 金 中 央 金 庫	—	—	—	—
日 本 政 策 金 融 公 庫 (中 小 企 業 金 融)	—	—	—	—
日 本 政 策 金 融 公 庫 (国 民 生 活 衛 生)	—	—	—	—
日 本 政 策 金 融 公 庫 (農 林 漁 業 金 融)	1	8.1	—	—
日 本 政 策 金 融 公 庫 (国 金 教 育 貸)	1	4.6	1	8.4
そ の 他	19	87.1	14	91.5
合 計	22	100.0	15	100.0

※ 構成比は、千円単位で計算しています。

●債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円、%)

	2022 年度		2023 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
当 金 庫 預 金 積 金	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	—	—	—	—
そ の 他	2	12.8	1	8.4
計	2	12.8	1	8.4
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	—	—	—	—
保 証	13	59.7	4	28.0
信 用	6	27.4	10	63.5
合 計	22	100.0	15	100.0

※ 構成比は、千円単位で計算しています。

その他業務

●有価証券の種類別残高

(単位：百万円、%)

	2022 年度		2023 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
国 債	4,997	7.2	4,233	6.0
地 方 債	5,244	7.6	5,492	7.8
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	24,338	35.2	23,767	33.8
株 式	1,180	1.7	1,858	2.6
外 国 証 券	24,851	36.0	26,224	37.3
投 資 信 託	8,235	11.9	8,533	12.1
その他の証券	144	0.2	141	0.2
合 計	68,992	100.0	70,251	100.0

●有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

	2022 年度								2023 年度							
	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合計	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	1,205	1,008	—	—	—	2,783	—	4,997	1,002	—	—	—	292	2,938	—	4,233
地 方 債	1,103	1,314	—	—	2,722	104	—	5,244	1,202	102	—	—	4,084	102	—	5,492
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	646	4,914	3,180	1,924	3,425	10,246	—	24,338	1,002	3,256	3,523	2,102	4,387	9,494	—	23,767
株 式	—	—	—	—	—	—	1,180	1,180	—	—	—	—	—	—	1,858	1,858
外 国 証 券	800	2,077	4,599	3,317	3,972	9,477	607	24,851	798	3,699	5,450	3,697	3,382	8,760	435	26,224
投 資 信 託	—	—	—	—	—	—	8,235	8,235	—	—	—	—	—	—	8,533	8,533
その他の証券	—	—	—	—	—	—	144	144	—	—	—	—	—	—	141	141

●有価証券の時価情報

1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	2022 年度			2023 年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,481	1,597	116	1,488	1,566	77
	その他	2,367	2,658	290	2,284	2,548	264
	小 計	3,848	4,255	407	3,773	4,115	341
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	その他	310	303	△ 7	—	—	—
	小 計	310	303	△ 7	—	—	—
合 計		4,158	4,559	400	3,773	4,115	341

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含まれておりません。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

2. その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	2022 年度			2023 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	768	599	168	1,693	921	772
	債 券	11,958	11,826	131	9,513	9,440	72
	国 債	2,322	2,300	22	1,107	1,100	6
	地方債	3,372	3,338	34	2,955	2,937	17
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	6,263	6,188	75	5,451	5,402	48
	その他	11,087	10,465	621	16,142	15,276	866
	小 計	23,813	22,891	921	27,349	25,638	1,711
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	390	473	△ 83	139	151	△ 11
	債 券	21,141	21,802	△ 660	22,491	23,321	△ 829
	国 債	2,674	2,858	△ 183	3,126	3,458	△ 331
	地方債	1,872	1,898	△ 26	2,537	2,581	△ 44
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	16,594	17,044	△ 449	16,827	17,281	△ 454
	その他	19,466	21,051	△ 1,585	16,472	17,585	△ 1,113
	小 計	40,999	43,327	△ 2,328	39,103	41,058	△ 1,954
合 計		64,812	66,219	△ 1,407	66,452	66,696	△ 243

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含まれておりません。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

	2022 年度		2023 年度	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
非 上 場 株 式	20		25	
組 合 出 資 金	829		929	
合 計	850		954	

●金銭の信託の時価情報

満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

2022 年度					2023 年度				
貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

オフバランス取引状況…該当する取引はありません。
デリバティブ取引…該当する取引はありません。
先物取引の時価情報…該当する取引はありません。

オプション取引の時価情報…該当する取引はありません。
商品有価証券取引及び種類別平均残高…該当する取引はありません。

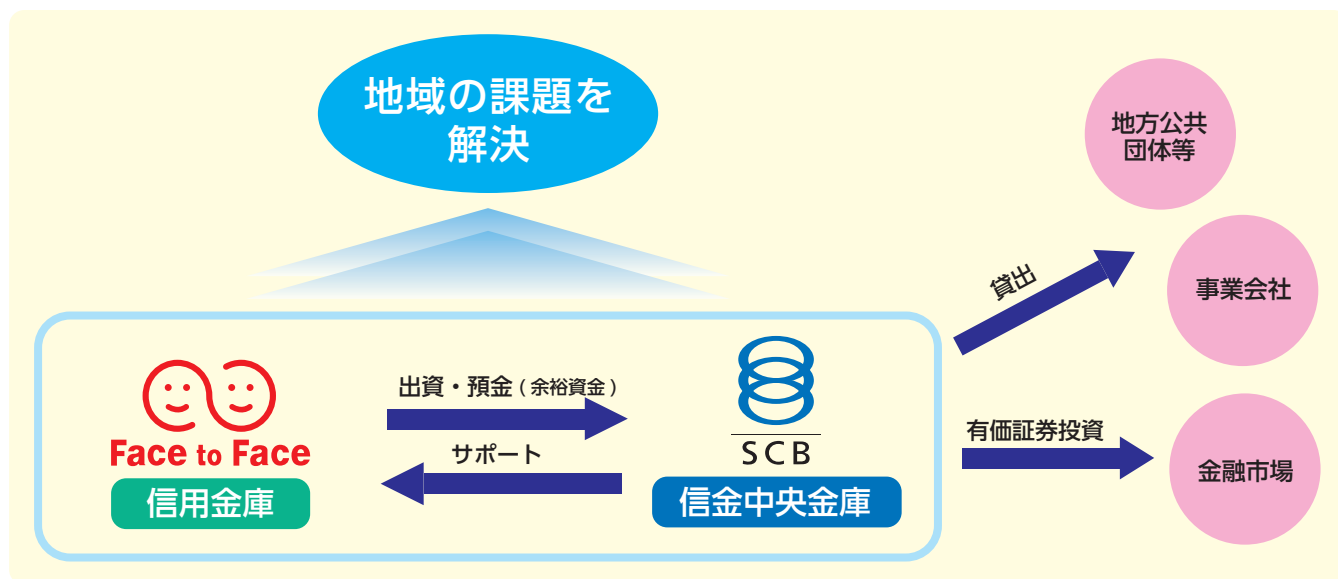
公共債ディーリング実績…該当する取引はありません。
外国為替取扱高…外貨両替のみ取扱しております。
外貨建資産残高…該当する取引はありません。

信金中央金庫～信用金庫の「中央金融機関」～

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として 1950 年に創立しました。

さまざまな金融商品・サービスを提供しているほか、全国の信用金庫から預け入れられた豊富な資金を国内外の金融市場における有価証券投資や事業会社などへの貸出により運用しています。

また、信金中金は、「地域の課題を解決する機能」、「信用金庫のセントラルバンク機能」および「機関投資家としての機能」を有しており、地域社会の皆さまに質の高いサービスを提供することで、地域におけるさまざまな課題を解決し、信用金庫とともに持続的な成長を目指しています。



機能

地域の課題を解決する機能

信用金庫がお客さまのために行っている多様な業務をサポートし、顧客ニーズの多様化・高度化に信用金庫が迅速に対応できるよう、中小企業のビジネスマッチングや海外展開、個人の資産形成や相続、地域創生やフィンテックの活用などに取り組んでいます。

信用金庫のセントラルバンク機能

信用金庫の収益力向上や健全性確保などに向けて、信用金庫のセントラルバンクとして、コンサルティング機能のさらなる強化や信用金庫業界のサイバーセキュリティ対策のほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持に万全を期しています。

機関投資家としての機能

全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用しています。また、グローバルに投融資を行っている金融グループとして持続可能な社会の実現に向け、ESG 投融資等を推進しています。

概要 (2024 年 3 月末現在)

証券コード	8421 (東証上場)
資 金 量	34 兆円
役 職 員 数	1,263 人
拠 点 数	国内 14 拠点 海外 6 拠点

外部格付 (2024 年 3 月末現在)

信金中金は、邦銀トップクラスの格付を有しております。

格付会社	長期	アウトルック	短期
Moody' s	A1	安定的	P-1
S&P グローバル・レーティング	A	安定的	A-1
格付投資情報センター	A +	安定的	—
日本格付研究所	AA	安定的	—

グループ紹介

信金中金グループは、信金中金およびグループ会社 9 社で構成されており、全国の信用金庫と連携しつつグループ一体となって幅広いサービスを提供しています。海外には 6 拠点を設け、現地銀行とも連携し、信用金庫取引先の海外進出などを支援しています。

- | | | |
|--------------------------------------|--------------------------------|----------------------------|
| ●証券業務
しんきん証券(株)
信金インターナショナル(株) | ●地域商社業務
しんきん地域創生ネットワーク(株) | ●海外ビジネス支援業務
信金シンガポール(株) |
| ●消費者信用保証業務
信金ギャランティ(株) | ●投資運用業務
しんきんアセットマネジメント投信(株) | ●投資・M&A仲介業務
信金キャピタル(株) |
| ●データ処理の受託業務等
(株)しんきん情報システムセンター | ●事務処理の受託業務等
信金中金ビジネス(株) | |

信用金庫業界のネットワーク (2024 年 3 月末現在)

日本全国に広がる 254 の信用金庫は、約 7,000 店舗のネットワークを形成しているほか、約 878 万人の会員と 161 兆円の預金量を擁しており、わが国の金融業界の中で重要な地位を占めています。

地域の写真館

【尾瀬】



【谷川岳】



【武尊山】



【吹割の滝】



信用金庫の開示項目

このディスクロージャー誌は信用金庫法第 89 条（銀行法第 21 条準用）に基づき作成しておりますが、その記載事項は以下のページに掲載しております。

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- (1) 事業の組織 13
- (2) 理事・監事の氏名及び役職名 13
- (3) 会計監査人の氏名又は名称 34
- (4) 事務所の名称及び所在地 13・14
- (5) 当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者に
関する事項 該当ありません

2. 金庫の主要な事業の内容 21

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況 29
- (2) 直近の 5 事業年度における主要な事業の状況
 - ① 経常収益 35
 - ② 経常利益又は経常損失 35
 - ③ 当期純利益又は当期純損失 35
 - ④ 出資総額及び出資総口数 35
 - ⑤ 純資産額 35
 - ⑥ 総資産額 35
 - ⑦ 預金積金残高 35
 - ⑧ 貸出金残高 35
 - ⑨ 有価証券残高 35
 - ⑩ 単体自己資本比率 35
 - ⑪ 出資に対する配当金 35
 - ⑫ 職員数 35
- (3) 直近の 2 事業年度における事業の状況
 - ① 主要な業務の状況を示す指標
 - ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、
実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益
(投資信託解約損益を除く。) 35
 - イ. 資金運用収支、役務取引等収支及び
その他業務収支 35・36
 - ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均
残高、利息、利回り及び総資金利鞘 35・36
 - エ. 受取利息及び支払利息の増減 36
 - オ. 総資産経常利益率 36
 - カ. 総資産当期純利益率 36
 - ② 預金に関する指標
 - ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金
その他の預金の平均残高 43
 - イ. 固定・変動金利定期預金及び
その他の区分ごとの定期預金の残高 43
 - ③ 貸出金等に関する指標
 - ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び
割引手形の平均残高 44
 - イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの
貸出金の残高 44
 - ウ. 担保の種類別（当金庫預金積金、有価証券、
動産、不動産、保証及び信用の区分）の
貸出金残高及び債務保証見返額 45
 - エ. 用途別（設備資金及び運転資金の区分）の
貸出金の残高 45

- オ. 業種別の貸出金の残高及び
貸出金総額に占める割合 44
- カ. 預貸率の期末値及び期中平均値 36
- ④ 有価証券に関する指標
 - ア. 商品有価証券の種類別の平均残高
..... 該当ありません
 - イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高 46
 - ウ. 有価証券の種類別の平均残高 46
 - エ. 預証率の期末値及び期中平均値 36

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- (1) リスク管理の体制 19・20
- (2) 法令等遵守の体制 17
- (3) 中小企業の経営の改善及び地域の
活性化のための取り組みの状況 9・10
- (4) 金融 ADR 制度への対応 18

5. 金庫の直近の 2 事業年度における財産の状況

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書
又は損失金処理計算書 30～34
- (2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - ① 破産更生債権及びこれらに準ずる
債権に該当する貸出金 42
 - ② 危険債権に該当する貸出金 42
 - ③ 三月以上延滞債権に該当する貸出金 42
 - ④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 42
- (3) 自己資本（基本的項目に係る細目を含む）の充実の状況
 - ① 自己資本の状況 37
 - ② パーゼルⅢ第 3 の柱における
「自己資本の充実の状況について」 38～41
- (4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、
時価及び評価損益
 - ① 有価証券 46
 - ② 金銭の信託 46
 - ③ 規則第 102 条第 1 項第 5 号に掲げる取引 46
- (5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 42
- (6) 貸出金償却の額 42
- (7) 貸借対照表・損益計算書及び
剰余金処分計算書等について
会計監査人の監査を受けている旨 34

6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は 財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁 長官が別に定めるもの 33

7. 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分 析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改 善するための対応策の具体的内容 該当ありません

あなたとまちと
フェイスtoフェイス



Face to Face



あなたとともに、未来を描く



利根郡信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/toneschin>



URL: kasama-jp.com/offset/
カーボンオフセット
製品です。

Carbon Offset 1,000kg



【とねしんHP】

